

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

(6 月 8 日)
(第 5 号)

第5号
6月8日

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

第5号

○令和5年6月8日（木曜日）

議事日程（第5号）

令和5年6月8日（木）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英
9	番	川口	円
10	番	喜田	健児
11	番	中瀬	信之

12	番	平 畑	武
13	番	中瀬古	初 美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石 垣	智 矢
16	番	山 崎	博
17	番	野 村	保 夫
18	番	田 中	祐 治
19	番	倉 本	崇 弘
20	番	山 内	道 明
21	番	稲 森	稔 尚
22	番	下 野	幸 助
23	番	田 中	智 也
24	番	藤 根	正 典
25	番	小 島	智 子
26	番	森 野	真 治
27	番	杉 本	熊 野
28	番	藤 田	宜 三
29	番	野 口	正
30	番	石 田	成 生
31	番	村 林	聡
32	番	小 林	正 人
33	番	谷 川	孝 栄
34	番	東	豊
35	番	長 田	隆 尚
36	番	今 井	智 広
37	番	稲 垣	昭 義
38	番	日 沖	正 信
39	番	舟 橋	裕 幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	服 部	富 男
42	番	津 田	健 児
43	番	中 嶋	年 規
44	番	青 木	謙 順
45	番	中 森	博 文
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野	吉 雄
書 記 (事務局次長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課長)	中 村	晃 康
書 記 (企画法務課長)	小 西	広 晃
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹	宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	櫻 井	彰
書 記 (議事課主任)	辻	詩保里

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	廣 田	恵 子
副 知 事	服 部	浩
危機管理統括監	野 呂	幸 利
総 務 部 長	更 屋	英 洋
政策企画部長	後 田	和 也
地域連携・交通部長	清 水	英 彦
防災対策部長	山 本	英 樹

医療保健部長	小 倉 康 彦
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	小見山 幸 弘
観 光 部 長	増 田 行 信
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	松 下 功 一
地域連携・交通部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携・交通部南部地域振興局長	下 田 二 一
医療保健部理事	松 浦 元 哉
環境生活部環境共生局長	枅 屋 典 子
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員	村 田 典 子
警 察 本 部 長	難 波 正 樹
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	三 宅 恒 之
人事委員会委員	中 村 佳 子
人事委員会事務局長	天 野 圭 子

選挙管理委員会委員

富 永 健

労働委員会事務局長

林 幸 喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（中森博文） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（中森博文） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。12番 平畑 武議員。

〔12番 平畑 武議員登壇・拍手〕

○12番（平畑 武） おはようございます。

会派新政みえの鈴鹿市選挙区選出、平畑武でございます。

選挙後最初の一般質問者ということになります。私も、2期目に入りましたけれども、これまでと同様、引き続き真面目な質問に徹して進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

早速ですけれども、皆さんは、赤毛のアンって御存じですよ、赤毛のアン。これは、アン・シャーリーが孤児院からグリーンゲイブルズに行って、ある兄妹の家に引き取られるということなんですけれども、そこから展開していくんですよ。もともとそのマシュー・カスバートという方、この人が、年齢が上がってきたため自分の仕事がなかなか進まないということで、孤児院から男の子を引き取りたいということでお願いしたら、手違いで女の子が来てしまった。最初は返そうかどうかと迷ったらしいんですけれども、やはりこの子はちょっと様子を見ようと、面白そうだなということで、一緒にやっているうちに、そこでの物語がルーシー・モード・モンゴメリという方

が書いた実作、これは日本のテレビでも世界名作劇場ということでアニメでやっておりました。私も見させてもらいましたけれども、あのかきの描写といろんなところが、すごく感動できるものもいっぱいあったということで、私もそれを自分の人生の糧の一つとしてやってきたんです。

ある夜、私、風呂に入って、当然ソファで冷ましておりました。そこに私の妻がやってきまして、あんたって赤毛のアンに似ておるなど。えっ、何でって、私は何でって聞いたんです。そうしたら、頭頂部を見て、抜け毛のアンやと。内心、いや、俺は抜け毛じゃなくて薄毛やと言いたかったんですけど、反論はやめて、うまいことを言うなと思いつつ、こういうことです。全く質問には関係ないので、すみません。質問に入らせていただきます。

まずは、防災・減災の機能強化、この観点から幾つか質問させていただきます。

三重県災害対策本部センターの考え方ということでお聞きしますが、まず、他県の例を御紹介させていただきます。

埼玉県の危機管理防災センターというのがございまして、これは大規模災害に対する拠点施設として平成23年3月から運用開始されております。最大500平方メートルにもなる広いオペレーションルームを持ってございまして、これが常設設備として、その場所が絶えず使えるという状況にございまして。自衛隊、警察、消防などの防災関係機関が一堂に会し、迅速かつ的確に災害対応が可能な施設となっております。

建築概要ですけれども、延べ床面積が約3000平方メートルの地上2階建て、鉄筋コンクリート造りで、総事業費が約18億4000万円となっております。特徴といたしましては、危機管理、災害対応に特化した建築物で耐震性能の高い免震構造を採用してございまして、仮に震度7であっても震度4程度に軽減できるという構造で、自家発電や井戸、貯水槽、排水槽を設置してございまして、センター機能を維持できるとなっております。

また、センター2階には、約350名が同時に活動できるオペレーションルームが整備されております。13面のモニターを配置して、様々な災害情報

を映し出すようになっております。センター1階には、自衛隊など応援機関専用の災害対策室を整備しており、備蓄倉庫には、500人の職員が7日間活動できる食料、飲料水が備蓄されているということです。

本部会議室には、約300インチの大型スクリーン、横7.2メートル、縦2.7メートル、大層大きなスクリーンですけれども、これを設置して、自衛隊、県警、県防災ヘリからの災害映像や河川、それから交通情報を映し出して、各種警報、注意報の自動伝達、地図上に色分けした被害情報の表示などを行い、システムの端末は、県内市町村や消防、警察本部、気象台などに配置され、情報収集機能が強化されております。

また、太陽光発電を設置しております、平常時の執務室照明相当の電力を発電しておるといことです。災害時の電力供給源ともなっておりますし、また、屋上の緑化によってセンターの断熱効果も向上させ、駐車場の緑化による環境にも配慮した構造になっております。

もう一つ、例を挙げさせていただきます。

熊本県の例ですけれども、県庁敷地内の北側に新庁舎の防災センターが建設されまして、今年の3月から運用開始されております。

これまでの災害対応の部署と熊本地震で損壊した県央広域本部が入る二つの庁舎の機能を集約した形となっております。延べ床面積が約1万平方メートルで地上7階、地下1階の鉄筋コンクリート造りで、総事業費が約97億円ということでございます。

特徴としては、熊本県ですけれども、九州を支える防災拠点としての役割を担い、災害時に情報収集に当たる執務室や対策本部として活用する会議室などを設置しております。地下1階から地上3階までが防災スペースで、従来の約3.3倍に拡大されております。4階、5階は県央広域本部スペースとなっております、1階は地震や豪雨、こういった災害の歴史や教訓を伝える展示室や学習室になって、どなたでも見学に行けるといことになっているようであります。

令和元年に当時の1期生、我々の年代ですけれども、この4人で県庁新館

10階に設置されておりました旧防災対策本部を訪問させていただきました。そのときでも、フロア全面が常設の防災本部スペースになっていまして、こんな大きなところでやっているんだということで驚いた、また、すばらしいという感動を覚えたものでございます。この内容は、これまでに複数の議員が取り上げてまいりました。

ただ、熊本地震のときにエレベーターが停止したということで、10階まで階段で行ったということから非常に大変だったという反省がありまして、新築に至ったという経緯でございます。あそこは、たまたま敷地もいっぱい空いておりましたのでできるわけですが、そういったことからなりました。

質問としては、端的に言うと、やはり三重県も建て替えということを考えておるんですけれども、埼玉県と熊本県のとてつもない話を今挙げましたけれども、三重県として、これは当然調査には出向かっているんだと思います。もうこれ以上ぐだぐだ言うことはないんですけれども、やはり三重県の災害対策本部スペースを見させていただきますと、山本部長にはちょっと申し訳ないですけど、非常に小さい、また、手狭に感じますし、いろんな不都合が生じているんじゃないかなと感じております。計画では、近々、約6倍の面積に拡大されると聞いておりますけれども、理想としては、やはり先ほどの例のように常設で自衛隊や警察、消防など、こういうのが一堂に会して災害対策本部センターができるようなところが必要なんじゃないかなと考えております。将来に向けた三重県の考え方ということでお尋ねしたいと思います。

ただ、老朽化した三重県庁の建て替え、これが当然に構想の中に入って、そのときに一緒に考えられると思うんです。回答としてはそうなるのかなと勝手に想像しておるんですけれども、単に県庁の建て替えということではなくて、やっぱり昨今の世界情勢を考えた場合、核シェルターの機能も兼ね備えたものということの一つ考えるべきかなと思っています。それは、なぜこう感じておるかといいますと、私は、実は、43年前なんですけど、同じこの6月にヨーロッパを中心とした国々の調査研修旅行というのに参加させてい

いただきました。そのときに訪問させてもらった国は、当時ですけど、ソビエト連邦、それから、ポーランド、東ドイツ、西ドイツ、イギリス、フランス、スイス、イタリア、イスラエル、エジプト、インド、ここを訪問させていただきました。

このときに、最初の訪問地ですけれども、モスクワで地下鉄のホームを見る機会がございました。このときに地下60メートル、延々と行くエスカレーターを下りて見に行きましたけれども、これが核シェルターになっているんですね。そういったところの説明を受けまして、実際に見るとすごいなど、こんな地下にこういうことを考えてやっておるんやと感じましたし、7番目の訪問地であるスイスでは公共施設だけではなくて、民間の施設、一般家庭でも半分ぐらいのところはもう核シェルターを持っていたんです。そこも2か所ほど入らせていただきました。だけど、長期間滞在できるような本当の核シェルターが出来上がっている。

これを2022年の国別の核シェルター保有普及率ということで見ますと、先ほど言いましたスイス、イスラエルは100%です。なぜ100%かというのは、スイスの場合は、核シェルターを造る場合は国がお金を補助するというシステムがございまして。だから、どこでも家を建てる時には核シェルターをつける。だけど、財政を圧迫してきた関係で、今は基本的には個人で造ってほしいということなんですけれども、もし個人で建てるお金がなければ、公共施設にあるところに自分ところの分を買い取るということで、大体19万円ぐらいらしいんですけど、1家族で。それだけ払えば、そこに自分らの逃げるスペースを確保できるというふうに変えているみたいですね。そういったことから100%という数字になっている。

それから、ノルウェーが98%、アメリカ82%、そして、ロシア78%、イギリス67%、シンガポール54%、日本は0.02%ですから、人口で1億2500万人ぐらいおりますけれども、ざくっと1億2000万人として計算しますと2万4000人分のスペースしか核シェルターとしては持っていないという計算になるんです。これは単純な数字的な話ですけども、こういったことで、やっ

ぱりあまりにもこの差は何だろうと、核の被害に遭った国でありながらシェルターに関してはこんなに歴然とした差がある。また、これは本当かどうか分からないんですけど、ソウルは323%という数字がございます。

先ほどのアメリカ、ロシア、ソウル、これを見ると地下鉄を全部カウントしているんだろうと思うんですよね。そうじゃないとこの高い率にならない、日本もちゃんとそういうのを入れていけばもっと高い率になります。先ほどモスクワで六十数メートルのところに行きましたという話をしましたが、実は、昔のレニングラード、サンクトペテルブルクですかね。そこは、84メートルの地下鉄がございます。ここもシェルター機能を持っているんです。そういったことで、やはりこんなのも考えていってほしいなと。

一方、三重県における場合に、ちらっと調べさせてもらった数字ですけども、いなべ市では核シェルターというものはない。桑名市でも核シェルターに近いのが2か所ある。鈴鹿市ではゼロ。四日市市も一般的なミサイルなんかを防ぐためのものとしては、合わせて10ぐらいの施設がある。鈴鹿市もそういうミサイル攻撃に関しては10ぐらいの施設がある。地下道ですね、要は。そういったことでいって、桑名市といなべ市でも4個ぐらいはミサイル攻撃に耐える地下道はあるらしいんです。そういったことで、一応は考えてあるんですけど、核シェルターという意味では、まだまだ三重県には、0.02%ですから、それはなくてもおかしくはないんですけども、そういったことになっているということで、繰り返しますけれども、常設で自衛隊や警察、消防などの関係機関が一堂に会せる、こういう災害対策本部が必要だと思えますし、将来に向けた三重県の考え方についてお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） 三重県災害対策本部センターの三重県の考え方についてお答え申し上げます。

災害発生時には、いかに迅速に初動対応を行えるかがその後の被害の拡大を左右することから、災害対策本部を速やかに立ち上げ、対応を行うために

は、常設のスペースが必要不可欠であると考えてございます。

このため、本県においても、滋賀県の危機管理センターを実際に訪問しまして、担当者から整備の考え方や整備に至るプロセスの詳細について話を聞くなど他県の状況を調査したところでございます。他県の防災センターでは、各防災関係機関専用の執務室であるとか、大型ディスプレイを複数配置したオペレーションルームを整備しているところもあり、こうした施設は初動対応の迅速性をより一層高めることが期待できるものと考えてございます。

しかしながら、本格的な施設整備には多額の費用を要すること、また、県庁全体の土地利用計画との整合も必要となることから、直ちに整備することは困難であると認識してございます。

一方で、南海トラフ地震や激甚化・頻発化する集中豪雨、台風等の自然災害はいつ発生してもおかしくない状況にあります。このため、先ほど議員からも触れていただきましたが、今年度、新たにオペレーションルームとシミュレーションルームを県庁5階に整備しまして、自衛隊、海上保安庁、警察、消防等、防災関係機関のリエゾンが常駐できるスペースを確保するとともに、複数の映像機器を設置するなど、関係機関と連携し、より迅速かつ確実に災害対応ができる環境を整備することとしてございます。

また、災害対策本部の規模をさらに拡大する必要がある場合には、5階スペースと合わせまして、防災関係機関の活動場所として県庁講堂などを活用し、5階に派遣されたリエゾンとの連携を図りながら対応に当たることとしてございます。

今後の方向性でございますが、今回のオペレーションルーム等の整備後には、総合図上訓練を実施しまして、災害対策本部活動を行う上でのスペースの使い方や配置について課題を洗い出した上で、県庁全体の今後の施設整備を考慮した中長期的な視点で、防災センターなど本格的な施設整備について検討していきたいと考えてございます。

〔12番 平畑 武議員登壇〕

○12番（平畑 武） ありがとうございます。

多分、そういう答えになるんだろうという予想はしておりました。ただ、私は、今この質問をさせてもらった理由を個人的に言いますと、仮に200億円かかったって早く県庁は建て直すべきだと思っているんです。それが県民のためになるんだったら、使っていいお金、県債を発行してでもやってほしいと思っております。これに反対される方もいっぱいおるとは思うんです、いろんな理由で。だけど、本当に県民の命を守るという気概があってやられるんだったら、このお金は全然惜しくないお金、本当に大事なお金として使っていただければなと思っております。そういったことを申し添えまして、回答ありがとうございます。

次に、三重県地域防災計画というのがございまして、県が実施主体となって各市町等の地域住民を対象として行う対策、また、活動項目というのがございます。これは指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備、また、避難指示等の基準の策定・見直し、避難誘導対策、情報伝達体制の整備、避難者支援のための資機材・物資の確保、避難所運営及び避難者支援対策、避難行動要支援者・要配慮者対策、観光客・帰宅困難者対策、ペット対策、避難所外避難者対策、感染症対策などを挙げておられます。その中の幾つかについて質問させていただきます。

ここに眼鏡を用意していて、なかなかつける余裕もなくてしゃべっておりますけれども、これをつけるとよく見えるんですけど、写真写りが悪いものですから、ちょっとこれは外しておきます、そのまま。

すみません、指定緊急避難場所と避難路の整備ということでお伺いたします。

県が実施する対策として、公園等の県有地や一定規模の県有施設等について、防災上の総合的な利用計画の策定をしていく中で、可能な施設等を市町の指定緊急避難場所として活用されております。これらを含んだところの緊急避難場所までの、特に南部のほうに私は頭を置いて質問させてもらっているんですけども、より早く安全な避難路という整備が必要だと考えておりますけれども、既に、県内各市町の緊急指定避難場所というのは、当然、県

としては把握されていると思いますけれども、避難路の整備について現状はどうなっているか教えていただきたいと思います。あわせて、各市町の取組に対する助言等はどのように行われているのか教えていただきたいと思います。

鈴鹿市の例をちょっと挙げさせていただきますと、避難地として、緊急避難場所、これは418か所ございます。それから緊急避難所、これが202か所、それから津波を想定した津波避難ビル30か所、それから一般的な小・中学校の体育館等を想定した収容避難所、これが93か所、それから要支援者とかいゝろんな方々を収容する福祉避難所というのが26か所、トータルで769か所を指定しておるといった前提でお答えをいただければと思います。よろしくお願いたします。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） 指定緊急避難場所への避難路の整備状況についてお答え申し上げます。

指定緊急避難場所につきましては、平成25年の災害対策基本法の一部改正により、洪水、土石流、津波など災害の種類ごとに指定することが市町の責務として義務づけられました。

県内では、令和5年4月時点で3804か所が緊急避難場所として指定されておりまして、そのうち県有施設では、例えば三重県総合文化センターや県立学校のグラウンドなどが指定されてございます。

こうした避難場所へ安全に避難するためには、避難行動要支援者も含め避難を必要とする誰もが、夜間や降雨時などのような条件においても確実に到達できる避難路を確保していく必要がございます。

また、災害発生時に適切な避難行動を行うためには、日頃から住民一人ひとりが指定緊急避難場所やそこへ至る避難経路を確認し、安全な避難が可能かどうかの話し合いを地域で行うことも重要であると考えてございます。

こうしたことを踏まえ、県では、防災技術指導員を地域に派遣しまして、避難訓練やタウンウォッチングなどを通じ、避難経路上のリスクやその改善

策について助言を行うなど、住民一人ひとりが適切に避難するための支援を行っておるところでございます。

こうした取組の中で、舗装や照明設備の設置などを改善することが必要となった避難路に対しましては、今年度、その整備に係る市町負担分の2分の1を支援する補助制度を新たに設けたところでございます。既に、一部の市町からは補助金活用の意向も示されているところでありまして、今後も市町のニーズを丁寧に聞き取りながら地域の避難対策を支援してまいります。

〔12番 平畑 武議員登壇〕

○12番（平畑 武） ありがとうございます。

もう言うまでもなく南のほうは10分、15分で津波なんか来るわけですし、やっぱりそこはきちっとしておかないと、いざというときに大変なことになるだろうなと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、避難所運営マニュアルについて、これの策定がどうなっているかということでお尋ねいたします。

三重県避難所運営マニュアル策定指針のポイントといたしまして、避難所運営に関する県としての考え方、それと、それを具現化するための方法を示しておられますけれども、本指針が対象としている災害は、南海トラフ地震の広域的に被害を受け、風水害等と比較して長期的な避難が必要となる災害を想定しておられます。また、本指針を活用する対象者は、主に市町等の行政担当者、あるいは行政と共に避難所運営に携わる人を想定しておられます。

県の役割として、避難所運営マニュアル策定指針及び避難所運営マニュアル基準モデル等を活用した各市町の指定場所ごとの避難所運営マニュアルを策定するに当たり、指針に基づいた技術的なアドバイスを行うとされております。

そこで、各市町における避難所運営マニュアルの策定の進捗状況をお聞きして、そこに付随するお答えがあれば問いたいと思います。今、聞いている情報では、いつ来るか分からない、津波なんてもういつ来てもおかしくない、間違いなく二十数年の間には来ると想定されているにもかかわらず、29市町

のうち、いまだ15市町しかできていないという話もちらっと聞いておりますので、そこのところはそんなのでええんかなということ、あえて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） 指定避難所の避難所運営マニュアルの策定状況とその対応についてお答えいたします。

指定避難所は市町が設置することとされておりますが、阪神・淡路大震災を契機としまして、その運営は避難者である住民が主体となることが望ましいということにされておるところでございます。

このことから、県では、大規模かつ突発的な災害が発生した場合でも住民が円滑に避難所の運営を行えるよう、運営方針や具体的な運営手法を示す三重県避難所運営マニュアル策定指針を平成15年度に策定いたしました。

また、東日本大震災において、避難者のプライバシーが守られない、高齢者や障がい者が施設の不便さのため避難生活に支障を来すなどの新たな課題が明らかになったことから、避難所運営における男女共同参画や要配慮者支援の視点を踏まえた指針の見直しを行い、市町や地域へその指針に基づいた助言を行うなど支援を行ってきたところでございます。

この結果、現在、避難所運営マニュアルは、全市町において作成されているところではありますが、一方で、避難所ごとの個別のマニュアルについては、県内の全避難所における作成率が約25%にとどまっている状況でございます。

こうした中で、まずは個別マニュアルの作成は行っていないものの避難所運営訓練等を行っている地区もございますので、そうした地区を対象に市町と連携し働きかけを行うとともに、既に指定避難所ごとのマニュアル作成を行っている市町の事例やノウハウについて、県内の全市町が参加する防災担当者会議の場で情報共有や意見交換を行いまして、より多くの指定避難所においてマニュアル作成が進むよう粘り強く働きかけを行っていきたいと考えてございます。

なお、マニュアルは作成されるだけではなく、現場で機能することが重要でありますことから、令和3年度からみえ防災・減災センターと連携しまして、マニュアルに基づいた運営訓練を有識者が評価し、改善点がないかなどの確認を行います避難所アセスメント事業を実施しまして、円滑な避難所運営に向けた支援を行ってございます。

今後は、こうした取組を避難所運営に関わる他の地域の方々や市町職員等が見学できる機会も設けまして、実効性のある避難所運営に向け水平展開を図ってまいります。

〔12番 平畑 武議員登壇〕

○12番（平畑 武） ありがとうございます。

各避難所ごとにということで大変難しい問題がいっぱいあるんだろうと思いますけれども、本当に避難される方が安心して行ける、そういったことを考えていていただきたい。

次の質問なんですけれども、じゃ、その避難所そのものはたくさん指定はされております。マニュアルももう25%はできて、さらにいろんなことをいくと、もう約半分ぐらいは、そういう機能面でもうまくいっているんだろうとは思いますが、この避難所機能という視点で質問させていただくんですけれども、ここで機能面、先ほど部長のほうの答弁にございましたが、生命、身体の安全確保であったり、水、食料、被服、寝具等の提供であったり、就寝や安息の場の提供、それから、最低限の暑さ・寒さ対策、プライバシーの確保、傷病を治療する救護機能、また、感染予防や健康相談等の保健医療の機能、トイレ、入浴、ごみ処理、または生活支援情報の提供や復興支援情報の提供、コミュニティーの維持・形成の支援、そして、ペット対策、避難所外避難者対策などの観点から、技術的なアドバイスを具は行うとされております。

避難所は、あくまでも災害で住む家を失った被災者等が一時的に生活を送る場所ということになっておりますので、公費や支援を得ての生活をやっていくということですから、質の向上というのが非常に重要視されると感じて

おります。具体には、人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができるかという観点から考えるべきだとされております。一例として、避難所の寝床ですけれども、初期は、これはもうどうしようもないので、備蓄の毛布を使って暖を取るとかいろんなことをやるんですが、応急期には、エアマットや段ボール、こういったものを利用する、また、復旧期には簡易ベッドを確保する、こういうふうに段取りがされております。

私が心配するのは、トイレの問題ですよね。この災害用トイレというのは、大きく分けて携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの4種類がございますけれども、そのときのライフラインの復旧状況によってどれを選択していくべきなのか、今はどの時期なのかということでトイレの状況も変わっていくとは思いますが。ただ、上下水道、浄化槽、こちらがやっぱりきちっとならないと、本当にマンホールトイレなんて使いたくても使えないというのが実情だと思うんですよね。

ただ、そうはいうものの避難者にはトイレというのは欠かせないわけがございますから、そのときの衛生管理、また、大勢の人が利用するというところで、ふだん以上の使い勝手のよさ、また、衛生的に快適なトイレを維持する、また、感染症を含む健康被害につながらないようにこれを防ぎ、また、この臭いですね。例えば、夏場であつたら非常に臭いもきつくなると思うので、そういったところを排除していく。快適に利用するために、避難所ですからどこまで快適にできるか限度があるのかも分かりませんが、可能な限り快適に利用できる、このような清掃体制も含めて維持する、また、手洗い水の確保や手洗い方法の周知、また、トイレの履物等をどう準備するのか、そういったことも含めてトイレにはいろいろとあります。また、防犯対策としては、トイレの中と外には照明を確保する、こういったことも重要ですし、トイレというのは非常に大事だと私は思っております。

次に、もう一つクローズアップされてきているのは、やはり女性や子どもの視点からちょっと見るべきじゃないかなと考えておまして、女性や子どもは特別なニーズを持った存在として認識して、生理用品であつたり、更衣

室のスペースであったり、授乳室の必要性等を配慮する、このことが大事だと思われております。私もそう思います。

こういったことをやっていく中で、一方では、やっぱり治安の悪化というのはどうしても把握しにくいということから、被災地外の方が窃盗団として入り込んでくる場合もございますし、女性、子どもを狙って性犯罪も含めた犯罪が出てくる、こういった防止策も必要だと言われております。

消防団、自警団等の地域の見守り体制の強化をやってここの部分をカバーしようという動きがあることは知っておりますが、ちょっと視点を変えてみますと、三重県で指定されている収容避難所、要は屋内運動場みたいなところになりますけど、県立学校では5割、それから公立の小・中学校の9割を超える学校が指定されているんですね。これは災害対策基本法であったり、地域防災計画での指定になるんですけども。こういった県立学校においては、バリアフリーについて令和2年度に策定されました三重県立学校施設長寿命化計画というのがございます、令和4年度までにバリアフリーが一応完成とされております。

ただ、トイレの洋式化については、令和6年度までに児童生徒が使う部分については、83%まで改善されるということでございますけれども、教職員が使用するところや屋内運動場というのはもう30%以下と聞いております。また、9割も使う公立小・中学校のトイレの洋式化については、現時点でも40%、ましてや屋内運動場についてはかなり厳しい状況になっている。また、大災害時に多くの方が収容されるのにもかかわらず、残念ながら、エアコンの設備はほとんどないというのが現状でございます。

最低限の暑さ、寒さをということですから、最低限だから要らないという発想じゃなくて、やはり今後、指定した収容避難所としていくのであれば、やっぱり将来的にこういうライフラインが復活したときにもトイレの洋式化であったりバリアフリー化であったり、また、エアコン等の整備が必要になってくるんだろうと思います。こちら辺についてどのように検討して機能強化、また、市町をどのように指導していかれるのかということについて教

えていただきたいと思います。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） 指定避難所の機能強化への支援についてお答えいたします。

災害対策基本法では、市町長は、想定される災害の状況等を勘案しまして、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設を指定避難所として指定しなければならないとされてございます。政令によりますと、指定避難所は、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模であること、速やかに被災者等を受け入れられること、生活関連物資を配布できること、想定される災害の影響が少ないこと、高齢者等の特に配慮を要する者の良好な生活環境の確保に資することなどの基準を満たす必要があるとされております。

指定避難所の指定に対する考え方でございますが、県が平成25年に実施しました地震被害想定調査における理論上最大クラスの南海トラフ地震のケースでは、指定避難所への避難は最大で47万8000人とされていることから、まずはより多くの指定避難所を確保していく必要があると考えてございます。その上で、災害関連死や被災者の心身の機能の低下を防ぐため、避難所における良好な生活環境を確保していくことは重要であると認識してございます。

このため、県では、三重県避難所運営マニュアル策定指針において、トイレの改善、バリアフリー化はもとより、酷暑や厳寒に備えた冷暖房機器の確保検討など、健康上配慮すべき事項を示し、適切な避難所運営が図られるよう市町に働きかけを行ってきたところでございます。

これを受け、市町においても着実に取組を行っていただいておりますが、例えば、冷暖房機器においては、令和2年10月時点の調査によりますと、確保が6割にとどまっている状況にもございます。

引き続き、こうした状況を踏まえ、県としましては、地域減災力強化推進補助金の活用によるいろいろな生活環境の改善に向けた資機材の整備を一層促進し、避難所の良好な生活環境が図られるよう市町への支援を行ってまい

ります。

〔12番 平畑 武議員登壇〕

○12番（平畑 武） ありがとうございます。

今、エアコン等々が6割程度という話はされましたけれども、私が言ったその屋内運動場に関しては、とてもその数字には絶対っていないと思うんです。あんまり鈴鹿市のことを言うと、末松市長に怒られるのでこれ以上言いませんけれども、残念ながら、やっぱりエアコンがないところがほとんどなんです。それはどこの市町も同じだと思うんですけどね。

そういったことを考えていくと、やっぱり本当に指定避難所として考える、先ほど言った47万人も避難するのであれば、そういったところは新しく造るところからでもいいので、必ずエアコンをつけるというような屋内運動場を考えていていただきたい。これは多分教育長に言う話だと思うんですけども、そういうことで考えていただければと思います。これで一応、予定をちょっとオーバーしましたけど、要らんことを言ったからだと思いますが。

続きまして、大きな2番の横断歩道について、お尋ねさせていただきたいと思います。

三重県内の横断歩道については、私が県議会議員になった令和元年度、このときは全体の42%に当たる約7500本が消失していたという現状がございました。三重県には、1万7700本ぐらいの横断歩道が存在しているということでございますけれども、塗ってから約8年後に消失してしまう、消えてしまうということが想定されております。単純計算で1万7700本を8年で割りますと、年間平均2200本を引き直す必要があるという前提の下に質問させていただきます。

まず、この表をちょっと見ていただきたいんです。（パネルを示す）これを見ていただきますと、平成23年度から令和4年度まで、これが実績でございます。令和5年度は予算上予定されている引き直しの本数2200本と聞いております。令和6年度、7年度、8年度は私が勝手に想像した数字でございます。これは、こちらから六つ目の欄にあります緑色で塗った部分なんです

けれども、残っていた分、要するに塗り残しがある分、消えている部分がこれだけありまして、徐々に、例えば、令和3年度に4000本以上の数字を引いていただいた、また、4年度に3000本を超える数字の引き直しをしていただいた、そのおかげで7700本ぐらいたったのが1700本ぐらまで減ってきたということでございますので、これを2200本今年度塗りますと、332本まで減ってくるという前提でございます。

こういったことで、本当に予算という意味で、警察本部長の頑張りなのかよく分からないのですが、多分頑張っていたんだと思うんですけど、予算をきっちり確保していただいたおかげで、これだけ塗っていただいた、7500本消えていたのがあつという間にこの数年で解決していただいたということでございまして、限りなくゼロに令和5年度でなるんだろうなと数字上は思います。

横断歩道は、高齢者や子どもたちの交通事故防止という観点から大きなウェートを占めておりますし、誰もが安心して渡れる歩道を維持していくためには、今後とも継続して必要な予算を確保していくことをお願いしておきたいと思っております。決して、平成28年度のように極端に少なくなることはないようにしていただきたい。

ちょっとこれをもう一回見ていただきますと、（パネルを示す）何を言っているかという話ですが、平成28年度、残念ながら300本未満の数字なんです。2200本の平均に対して。それで、平成26年度からちょっと少ないように感じております。3桁の数字になっております。これを基に、ちょっと知事には失礼な話になるかも分からないですが、これは前の知事のときの話ですので、平成28年度といえば西暦で2016年度です。2016年5月にG7伊勢志摩サミット、先進国首脳会議が開催されました。これは皆さんの記憶に残っているんだと思います。偶然なんですかね。この3年が、これから前の3年が少ないんですよ。結局、げすな考え方をしますと、そこの予算を持っていったんじゃないかと、こういうふうには思いたくないんですけども、こういうふうには2014年度から2016年度にかけての3年間で、僅か1930本しか塗

れていない、1年分も3年で塗れていないという事実はあるわけでございます。そう考えたくはないんですけども、そういうふうに見られるということでございます。

今年度は、2023年のG7交通大臣会合が開催されるということでございますけれども、重要度は違うのかも分かりませんが、ここ3年間でトータル9486本の塗り直しを実施する予定となっております。これは約4.3年分に匹敵する、同じような、同じ場所でサミットをやられる中でこういったことがこれだけ差が出てくる、これは、全然予算を落とさずにちゃんと上げてきてこられた知事に感謝すべきなのか、それとも本部長に感謝すべきなのかよく分かりませんが、とにかく安全・安心を確保していただいたということで、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

運転者の立場から見ましても、一目瞭然に横断歩道が確認できるということであれば、仮に信号機のない横断歩道付近でも、あっ、横断歩道があるねということで速度を落としたり、また、落とすことによって歩行者にも気づきやすくなって、一旦停止もできるようになってくるということから習慣がついてくると、こういうことで、まして、私もよく止まるように意識がけしているんですけども、止まりますと頭を下げてくれる人がおるんですよ、結構。やっぱりうれしいですね。何となくたったそれだけのことでですけど、すがすがしい気持ちになるということで、いいふうに循環していくんだなど。

実は、私は、名刺のところにちらっと書いておるんですけど、信条にしているのが、小さな喜びを大きな幸せを感じる心の醸成というのがあります。そういったことで、小さなことでやっぱり幸せを感じるように、そういう心になってほしいなと自分自身に宛てた文字でございますけれども、そういったことをやっていく、そして、横断歩道の消失は未来永劫発生させないというような気概を持って予算措置をしていただきたいと思います。

これをここで出すべきかどうか分からないから後にします。過去を振り返りますと、信号機のない横断歩道、これをやっぱり出しますわ、すみません。(パネルを示す) これを見てください。一番右端のところになるんですけれ

ども、停止率というのが、三重県の停止率が平成30年で1.4%、それから令和元年で3.4%、現在、令和4年ですね。年度じゃなくて令和4年で49.6%まで来ているということで、順位も令和3年には7位という全国での実績、これはJAFが調査した数字でございます。警察庁が出しているのはもっと違った数字かもしれません。

こういったことで、全国47都道府県の中でワースト47位というのも経験しておりますし、ただ、現時点では、もう49.6%まで拡大してきているということですから、大きく改善されたのは間違いございません。これは、全国的な取組もそうなんですけど、三重県もいろんな啓蒙活動をやっていただきましたし、警察のほうでも取締りをきちっとやっていただいたということからこうなっておりますが、残念ながら、全国でも19位というのはいいほうであるんですけども、そんなに断トツというわけでもないんですね。まだまだ2台に1台は止まらないという事実は残っておるわけございまして、これ、実は、長野県は82.9%です。これはずーっと過去を調べても長野県はずっとトップなんです。そこは、そういう頭を下げてきた子どもたちがドライバーになって自分も同じように止まるという習性からきているんだと思うんですけども、これも順位から言いますと、ざくっといきますけれども、長野県は82.9%で1位です。60%台が2、3、4位。5位から18位まで、これが50%台。49.6%の三重県が19位ですから、10%、60%を目標にされているということですけども、ここまですきますとベスト5に入るという数字なんです。だから、ぜひともここは、やっぱりそういうふうにもみんなで努力して、安全なまちづくり、安全な県づくりというのをやっていただければいいふうになるんだろうなと思っております。

これで令和5年度に2200本塗ることによって消失した横断歩道はほぼなくなりますので、こういったのを今後とも安全という意味も含めて、じゃ、この表をまた見ていただきますと、（パネルを示す）この数字が今後、また何年か後には4000本、3000本塗らないかん時期が来るんです、このままいったら。そうしないと塗り残しが出てきてしまう。ここら辺について、このアン

バランスな本数で塗り直していくのか、それとも平均値で塗り直していくのか、こういったところについて今後の考え方を教えていただきたいと思いますし、横断歩道がある場合に、併せまして歩行者の横断歩道の視認性アップ、ここについてもお答えいただければなと思います。見ればダイヤモンドとか消えているところは結構ございます。こういったことも含めてよろしく願いいたします。

〔難波正樹警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波正樹） 横断歩道の塗り替えについて御質問がございました。

横断歩道は、令和4年度末現在、県内に約1万7000本あり、施行後およそ8年で著しく摩耗することから、年平均で約2200本の塗り替えが必要となります。他方、平成後期は、厳しい財政状況の中、整備が及ばず摩耗した横断歩道の解消に至らない状況が続いておりました。

このような情勢を踏まえ、県民の皆様や財政当局の御理解を得ながら、令和3年度には約4100本、令和4年度には約3200本と集中的に塗り替えを進めた結果、横断歩道の整備が大幅に進んだところです。令和5年度におきましても、2200本分の塗り替え予算を確保しています。

今後も横断歩道の状態を確実に把握した上、平準的に塗り替えを進め、標示の消失を防止することにより、歩行者やドライバーの方にも分かりやすいものになるよう、適正な維持管理に努めてまいります。

また、横断歩道の視認性アップについてでございますが、横断歩道の道路標示は交通規制の実効性を担保するもので、歩行者の横断場所を指定するとともに、車両に対しては歩行者保護の義務を課して、横断歩行者の安全を確保するため極めて重要なものです。引き続き、横断歩道はもとより、停止線や横断歩道等の存在をあらかじめ示すダイヤモンド形のマークの塗り替えにも取り組んでまいります。

また、横断歩道の存在を明確にする方法として、停止線の施工幅やダイヤモンド形のマークの施工位置、個数など、現場の交通実態に応じた工夫にも努めて

まいります。

一方で、横断歩道や区画線など、視認性の高い路面標示を維持管理するため、道路管理者と連携した施工を進めるなど、道路利用者の安全確保に向けた取組を行ってまいります。

県警察といたしましては、交通安全施設等の適正な維持管理に努めるとともに、歩行者の安全の確保について周知を図るべく、交通安全教育、交通指導取締りなど総合的な事故抑止対策を推進してまいります。

〔12番 平畑 武議員登壇〕

○12番（平畑 武） 本部長、ありがとうございました。

いつも警察に質問するのは最後にしていたものですから、はしょって回答いただくというのがこれまでだったので、今回は2番目にさせていただきました。

最後の質問になりますけれども、先ほど本部長もちらつと言われましたように道路管理者と一緒にあって県警が協議していく、三重県内道路路面標示連絡調整会議というのがたしか令和2年から始まったと思うんですけれども、この取組概要で、いろんな道路管理者と県警が連携して交差点等の路面標示を面的にリニューアルする同時施工の推進、また、劣化要因別の路面標示の耐久性の把握ですとか、高耐久塗料による長寿命化に向けた劣化状況のモニタリング、それから、AI技術活用によって劣化状況等の把握に向け、大学と連携した路面標示の劣化検知システムの開発、それから、ドライビングシミュレーターというんですかね、による調査状況、それから、市町道路管理者の意向を踏まえた同時施工の展開状況、その他、県警察と道路管理者が連携した取組状況等々がございますけれども、現段階でこの連絡調整会議というのはどのように進んでいるのかということをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、道路路面標示の整備について御答弁申し上げます。

道路路面標示には、国、自治体などの道路管理者が管理する車道中央線や車道外側線などの区画線と、先ほど答弁がありました公安委員会が管理する横断歩道や停止線などの道路標示があり、道路利用者の交通安全上、非常に重要なものであります。

道路の路面標示には、不明瞭な箇所が散見されるというような多数の御指摘もありますし、本県道路管理者としても、このような課題は重要な課題であると考えておりました、平成29年度に全ての県管理道路における区画線の剝離状況の調査を行いまして、剝離が進行している区画線の塗り直しを令和3年度までに完了したところであります。

しかしながら、その調査時点では健全であった区画線においても、それ以降の時間の経過とともに剝離が進行しておりますので、現在はそれらの塗り直しを進めているところであります。

区画線には継続的な塗り直しが必要でありますので、各管理者が連携して効率的で効果的な塗り直しを行うことが重要であります。よって、路面標示についての意見交換、検討、調整を目的として、先ほど議員から御指摘がありました令和2年度に三重河川国道事務所、北勢国道事務所、紀勢国道事務所、県警本部交通部及び県土整備部で構成する三重県内道路路面標示連絡調整会議を設立しまして、これまでに4回開催しております。

会議では、効果的に路面標示の塗り直しを行うための各管理者間における同時施工の調整をはじめ、路面標示の長寿命化に向けた高耐久性塗料のモニタリング調査、効率的に路面標示の点検を行うためのAI技術を活用した劣化検知システムの検討などに取り組んでいるところであります。

今後、路面標示を健全な状態に維持していくため、この会議における取組、これはまだどれも試行的な取組でありますので、これをしっかり本格的に実用化させていくことで効率的、効果的な路面標示の維持管理を実施して、今後、道路利用者の安全・安心の確保に努めていきたいと考えております。

〔12番 平畑 武議員登壇〕

○12番（平畑 武） ありがとうございます。

本当にこれはいい試みを始めていただいたと思っています。やはり道路は、やっぱり公安委員会、警察がやる部分だけではうまく整理できませんし、逆に、道路管理者だけでやってもアンバランスなことしかできない。また、舗装も含めてきちっとやることで本当の安全が保てると思っています。本来なら、ここで議長に敬意を表して江戸川乱歩の話をする予定やったんですけど、その時間は次回に回すということで。いや、1分じゃ済まないんですよ。ここはもう次回に回させていただきます。

すみません、ちょっと早めに終わらせていただきますが、今日お話しさせていただいたのは、本当に県民が必要だとする、県民のためになることだったら、これは予算というのは言うべきじゃないぐらいのことを考えております。私はそう思っておりますので、100%賛成されるというのは難しいことですけれども、必要なことはやっていただきたいということを最後をお願いいたしまして、今日の一般質問、真面目な質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（中森博文） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。15番 石垣智矢議員。

〔15番 石垣智矢議員登壇・拍手〕

○15番（石垣智矢） 皆様、改めまして、こんにちは。

自由民主党会派、いなべ市・員弁郡選挙区選出の石垣智矢でございます。

本日、改選後初めての一般質問ということで、まず、ここに登壇させていただきただけなこと、そして、この6月定例会月議会において会派のトップバッターとして一般質問をさせていただけること、地域の皆様、そして会派の皆様方に改めて感謝を申し上げ、一般質問に入らせていただきたいと思います。

先ほど、平畑議員が質問をされておりましたけれども、私も2期目でございます。私自身も平畑議員と同じように、真面目に質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ明快な答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問させていただきます。

一つ目は、令和8年度開通予定の東海環状自動車道およびアクセス道路の整備についてお伺いいたします。

東海環状自動車道の質問に入る前に、私は、現在、防災県土整備企業常任委員会の委員長を務めておりますので、道路整備等の質問はまさに委員会で所管する内容であります。しかし、東海環状自動車道の早期開通に向けた取組については、1期目のときから事あるごとに取り上げてきた本県の最重要課題の一つと捉えております。地域の方々からも多くの御意見、御要望をいただき地元の重要な課題でもありますので、何とぞ御容赦いただきますことを申し添えまして、質問に入らせていただきます。

東海環状自動車道は、名古屋を中心に周辺30キロメートルから40キロメートルに位置する愛知県、岐阜県、三重県の3県をまたがる高規格幹線道路です。中京圏の放射状道路ネットワークを環状道路で結ぶことで企業活動の向上、物流の効率化、本県経済の活性化など様々なストック効果が期待されております。また、令和8年度の全線開通の見通しが発表され、沿線地域では新たな企業の進出や観光産業の活性化、人口流入など、開通を見据えた様々

な影響が出てきております。

改選後初めての一般質問ということもありますので、改めて資料を用いて説明させていただきます。こちらを御覧ください。（パネルを示す）こちらは東海環状自動車道の全体図であります。

手元の資料を見ていただくと、一番この左側のところにありますけれども、こちらが三重県の新四日市ジャンクションからずーっと愛知県側の豊田東ジャンクションを結ぶ延長153キロメートルの道路であります。愛知県側を東回り、右側ですね。こちら側が東回り、そして、三重県、岐阜県側を西回りと分類し、愛知県側である東回りに関しては、平成17年にほぼ全ての道路が開通済みとなっております。そこから20年近くがたちますけれども、残すは西回り区間である三重県、岐阜県の県境区間、そして、それぞれの各県の一部工事区間を残すのみとなっております。これが全て開通し、そして、この下側を通っております伊勢湾岸自動車道、こちらのほうを通って初めて環状道路として1周ぐるっと回ることができる、そういった東海環状自動車道の全体図となっているわけでございます。

県内の状況ですけれども、平成28年の東員インターチェンジ、平成31年にはいなべ市の大安インターチェンジまでが現在開通しておりまして、いよいよ来年、令和6年度には、いなべ市役所前に北勢インターチェンジ（仮称）が開通予定となっております。ここの部分ですね。これにより、来年度には、県内全てのインターチェンジが開通するため、悲願である令和8年度の全線開通に向けていよいよ現実味を帯びてきた、県民からの期待も膨らむ道路となっております。

また、現在の工事の状況でありますけれども、（パネルを示す）これ、いなべ市の今現在、東海環状自動車道の工事の様子であります。こちらは大安インターチェンジから北勢インターチェンジ（仮称）道路をつなぐところの工事状況でありますけれども、ほとんどが高架橋の構造でありますので、今現在ずーっとこの道路が急ピッチに、この1年、2年ぐらい急ピッチに進められているところでございます。もう1枚、こちら、（パネルを示す）い

なべ市役所前の道路でありますけれども、こちらのほうもいよいよ高速道路が出来上がりつつある、現実味を帯びてきたなど、また、いなべに来ていただきますと、恐らく、皆様方が今まで見てきた風景とはがらっと違う、まさに、道路整備が大きく進められているということが来ていただくと非常に分かりやすく工事の状況も見ていただけるのかなとも思っております。

アクセス道路につきましても、こちらも令和6年度全線供用開始予定の一般国道421号の道路改築事業をはじめ、国道365号の4車線化工事など、沿線地域の活性化にとって最重要路線の道路整備が今も進められているところでございます。本県にとって、また、沿線市町にとっても様々な効果をもたらすためには、1日でも早く東海環状自動車道の全面開通並びにアクセス道路の整備が必要であります。

そこで、来年度供用開始予定の北勢インターチェンジ（仮称）をはじめ、令和8年度開通予定、東海環状自動車道およびアクセス道路の現在の進捗状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） 東海環状自動車道およびアクセス道路の整備についてお答え申し上げます。

東海環状自動車道は、国土交通省と中日本高速道路株式会社で事業を進めておりまして、三重県区間については、新四日市ジャンクションから大安インター間が平成31年3月までに開通しております。

その先であります、繰り返してしまいますが、大安インターチェンジから北勢インターチェンジ、これはまだ仮称でありますけれども、こちらが令和6年度、その先、岐阜県内の養老インターチェンジまでが令和8年度と公表されておりまして、東海環状自動車道全区間の開通見通しが明らかになっております。

令和8年度の全線開通に向けて、工程の一番時間を要する県境のトンネルについては、岐阜県側で令和4年5月に工事着手されておりまして、三重県側については今年3月に工事着手されるということで着実に整備が進められ

ております。

東海環状自動車道の開通によって三重県と岐阜県が初めて高速道路でつながることになります。このことにより移動時間の短縮、定時性の確保による利便性の向上、物流の効率化が図られまして、ものづくり中部の一翼を担う北勢地域のさらなる発展が期待されております。

県においては、4月に国への提言・提案活動、5月に中日本高速道路への要望活動を実施しまして、東海環状自動車道の令和8年度の確実な全線開通について要望したところであります。また、8月には、建設促進期成同盟会による促進大会を開催するとともに要望活動を実施し、秋には、沿線市町や地元企業等と合同で、国に対して要望活動を実施する予定であります。引き続き、関係市町や経済団体等と連携して令和8年度の確実な全線開通に向けて、あらゆる機会を捉えて国などに働きかけてまいります。

次に、アクセス道路の整備状況であります。

三重県においては、東海環状自動車の整備効果が最大限発揮できるように各インターチェンジへのアクセス道路の整備を進めてきているところであります。

まず、大安インターチェンジアクセス道路についてであります。こちらについては、国道365号の4車線化と国道421号のバイパス整備に取り組んでおります。このうち4車線区間については、現在、舗装工事を進めております。バイパス区間については、これまで地域の皆様に用地提供の御協力をいただいております。現在、全区間で改良工事を実施しております。員弁川を渡る橋梁の新設工事も完了しているところであります。東海環状自動車の大安インターチェンジから北勢インターチェンジ間の令和6年度開通に合わせた供用を目指して、引き続き工事を推進しております。なお、北勢インターチェンジのアクセス道路については、県道北勢多度線の4線化が既に令和2年度に完成しているところであります。いずれにしても、東海環状自動車道の整備効果が最大限発揮されるよう県管理の道路ネットワークもしっかり充実させてまいります。

〔15番 石垣智矢議員登壇〕

○15番（石垣智矢） 御説明をいただきました。

確実な全線開通に向けて、いま一度、国のほうへの働きかけも、再度加速化していただきますようよろしくお願いいたします。そして、アクセス道路についても、ぜひ地域の方々の声を最大限尊重していただいで進めていただきたいなと思っております。

一点、ここで質問させていただきたいんですけど、事細かな詳細については常任委員会のほうで議論させていただきたいなと思うんですが、このアクセス道路というのは、地域に住む方々の通勤であったりとか、生活道路として非常に利用いただいている道路でもありますので、やはり住んでいるその地域の方々が満足していただける、そういった道路工事を進めていただく必要があると思っております。

地域の方々の声、私もいっぱいいただくんです。市町の方や、また関係団体さんであったり、自治会の方々からたくさん声をいただくんですが、県土整備部のほうでどうその声を集約し、聞き入れて事業に反映させているのか、ちょっとその辺りお伺いしてもよろしいですか。

○県土整備部長（若尾将徳） 道路整備を進めるに当たっては、地域の方々の御理解、御協力というのが非常に重要であります。調査設計の段階から工事完了に至るまで、各段階において事業内容の説明を行いまして、地域の御意見、方々の御意見をいただくとともに地域とのコミュニケーションを図りながら各事業を推進しております。

今回の高規格道路インターチェンジへのアクセス道路、これについては、生活道路としても使われますけれども、大型車の通行も増加するということで、地域にとっては迷惑になるような状況も想定されるところであります。よって、丁寧な説明を行いまして、地域の方々の御意見をしっかり聞きながら事業を進めてまいります。

〔15番 石垣智矢議員登壇〕

○15番（石垣智矢） ぜひ地域の方々の声に寄り添った対応をお願いします。

すみません、事細かな詳細は言わないと言ったんですけども、先ほど大型車両の話が出たので少しお話をさせていただくと、今現在、東員町の長深地区というところの国道365号の4車線化工事を進めてもらっています。これ、長深自治会の真ん中をこの365号通っているんですね。今現在2車線なので、中央分離帯がありませんので、それぞれの自治会の行き来ができるんです。子どもたちの通学路にもなっています。なので、今はこの道路それぞれ横断できるんですけど、これ4車線化になると中央分離帯ができて、それぞれ行き来がまずできなくなってしまう、右折か左折しかできなくなる。子どもたちの通学路の横断に関しても、150メートル、200メートル先の信号まで歩いて迂回して学校に行かなきゃならないという現状もあります。また、この自治会の中にも、大型車両を扱うなりわい、それをなりわいにされている会社の方々もいらっしゃいますので、そうするとこれ、国道365号を使うことなく地域の自治会内の細い道路を回って大型車両は出ていかなきゃならない、そういった実情があります。そうすると、自治会の中で、自治会の方々の安全が保たれなくなる、そこに危険性が増してしまうという状況もありますので、どうか地域の方々の実情に応じた対応を、きめ細かな対応をお願い申し上げて、この東海環状自動車道およびアクセス道路の質問は終わらせていただきたいと思います。どうか地域の方々の声を反映させていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、2点目、男性の育児参画について質問させていただきます。

(1) 社会全体の意識改革を図るためにということで、令和4年4月より育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が段階的に改正され、昨年10月には、育児休業の分割取得及び産後パパ育休の取得が可能となりました。これにより、男性の育児休業がより取得しやすくなり、ジェンダーを問わず誰もが育児に取り組み、誰もが働きやすい社会づくりが国のほうでも進められてきたところです。

しかし、総務省が発表する我が国の育児、家事の時間、この実態は、夫が1時間54分なのに対し、妻は7時間28分と約4倍もの時間を費やしており、

まだまだ男性との差は大きい状況にあります。

また、夫が家事、育児を長時間している夫婦のほうが第2子以降の誕生する割合が高いといった調査結果、出産、育児、子育てなどの子どもの成長が著しい幼少期に夫婦で力を合わせて家事、育児に取り組むことは、その後の子どもの心身の発育に影響を与えること、夫婦関係や家庭環境にも良好な影響をもたらすことが分かっており、男性の育児参画をより推進していくことが必要だと考えております。

ユニセフが格付をした日本の男性の育休制度、これ世界1位と称されているんですね。しかしながら、実際の我が国の育休取得率約14%と先進国最低水準であり、制度はあるけれども取得できる風土がない、こういった社会全体の意識をまず変えていくということが最も重要であると考えております。

そこで、知事にお伺いしたいと思います。

知事も、まさに育児、子育て、こういったところを経験されてきた当事者であったと思います。昭和、平成、令和と時代が移りゆく中で、子育ての在り方というのもどんどん変化をしてきている、まさに今は令和の時代の子育てであります。私自身も、その令和の子育ての当事者であります。知事は、この子育ての形が時代の流れによってどのように変化してきたと認識をしておられるのか、まずお伺いをしたいと思います。そして、その認識の下で、この令和の時代の男性の育児参画を進めるためにはどのような意識変革、意識改革の取組が必要だと考えておられるのかお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 先日、6月4日でしたですかね。四日市市で母と子のメンタルヘルスフォーラムというのが日本産婦人科医会の主催で三重県で開催されたんです。そこでも申し上げましたけど、今まで、自分の反省も含めてなんですけど、やっぱり女性の力に育児を頼り過ぎていたと、こんな社会では駄目だという話をさせていただきました。変えていかんといかんと思います。

育児、時代とともにどう変わってきたかということですけど、私はさっき

もちよつと言いましたけど、育児に積極的には関わられませんでした。国家へ奉仕するというか、国の仕事をしていまして、不眠不休で仕事をしていたというのがあります。これは決して自慢できることではないと思います。今、霞が関がブラック化していると言われてますが、無定限、無定量で働くのが当たり前でしたけど、そうではなくて、休みも取って、そして育児に参加する、これが平成、令和の育児の仕方であると思います。育児は協力を男性がするんじゃなくて、一緒に子どもを育てていくということが大事だと思います。

今、国も大きくかじを切ろうとしています。育休制度をさらに推進しようと、日本が一番その評価をされていると育休制度を持っている、制度自体はそうかもしれませんが、それを動かさなければ全く意味がないと思います。御案内であると思いますが、ドイツは2000年の初頭で2人の女性大臣が就任をされまして、政策大転換しました。それまでドイツは、出生率とか、あるいは出産奨励、この議論はタブーだったんですね。そんなことはないと言いだめたのが、その女性大臣、2002年に就任されたシュミット大臣です。世の中の雰囲気が変わりまして、長年のタブーを打ち破って人口問題をしっかりと、あるいは育児もそうですけど、子どもを増やすということを考えていかなきゃいけないんだということを言われました。仕事と育児の両立支援をおっしゃって、また、ライエン大臣が2005年に就任されて、育児休業制度、2007年には育児休業制度の抜本的な改革をされたと。両親手当も導入して、女性の早期職場復帰も促して、時短勤務の取得も推進をし、併せて保育制度も改革したと、これによってドイツは2011年に出生率が1.36であったのが、2016年には1.60と急回復しています。恐らく日本でも、これから出生率は上がってくるだろうと思いますが、それにはかなりの大支出が必要であろうと思います。

全国の育児休業の取得率、議員に御指摘いただいたように14%であります。三重県の場合は、全国の値よりも令和2年までは割とちょっと高かったんですね。ところが、令和3年度には、全国が14%に対して、三重県は9.4%と

ちょっと下がってしまいました。この取得を進めていかないといけないと思っています。

三重県庁の場合は、取得率は令和3年度は全国2位でありまして67.8%、これ令和4年度はちょっと下がっていますので、これを何とかしていかなくちゃいけないという同じ課題は持っております。何が問題なんやろかという話をしましたけど、やはり一番の問題は、先月、全国知事会議で話したりしました。知事有志による会議というのを実はやったんですけど、そのときにも議論が出ましたけど、やっぱり所得の確保をしていかないかんのじゃないかということでもあります。育児休業を取ると、今までの所得の6割強しか補填がされない、これではやっぱりなかなか取れないということでもあります。したがって、ドイツでは、両親手当というのを導入したわけです。これには財源が必要なので、国で熱心な議論、これからされると思いますけど、そこをやっぱりしっかりとやっていかなくちゃいけないと思います。

それから、もう一つ大事なのは、働いている場での理解ですね。そして、もう、むしろ育児休業を取るべきなんだということを言っていたとすることが大事であると思います。

三重県は、中小企業が多いものですから、なかなか難しいところはあります。どうやって企業主の方に対しても寄り添っていくのかということも考えないといけないんですが、企業のお考えというのをやっぱりしっかりと持たせていただくというのが大事かと思っています。人口減少対策を私どもこの間打ち出させていただきましたけど、その中でも企業との連携ということを打ち出させていただいています。なるべく早いタイミングで、私自身が参加して企業の方々とお話をする場、こういうのを持ちながら、男性の育児への参画、これについて訴えていきたいと考えているところです。

〔15番 石垣智矢議員登壇〕

○15番（石垣智矢） 知事、ありがとうございます。

御自身の子育てや育児の話も踏まえていただきながら、反省するべきところがあるとおっしゃっていましたが、まさにそれが時代の流れなんだ

と思っています。だからこそ、今の令和の時代には、令和の時代の子育てがあり、令和の時代の子育てをしている方々にどうアプローチするかということ、また知事と一緒に考えていきたいなと思っております。いろいろとお話ししたいことがあるんですが、私の提案したいことであつたり私の思いというのは、一番最後に少し知事ともまたお話をさせていただきたいと思しますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

そういった知事の思いの中で、私は、(2)にやはりネクスト親世代、次の親になるであろう世代への取組をいま一度押し進めるべきではないかということをお話しさせていただきたいと思ひます。

男性の育児参画に高い意欲を持つネクスト親世代の取組について伺ひます。

ネクスト親世代とは、その名のとおり、次の親になるであろう世代、若者世代への取組を指し、令和2年6月の一般質問の際に、当時、鈴木知事に対して私が、男性が育児を当たり前に取り組む社会づくり、このためには、次の親になる世代への意識啓発が必要だと提案し、その3か月後にはすぐにネクスト親世代トークと題して事業化していただきました。

こちらの資料を御覧ください。(パネルを示す)こちらの資料は、みえの子ども白書2019にまとめられた高校生、大学生、そして、18歳から39歳までの県民を対象に行つた、男性が育児をすることについてのアンケートであります。その中で、男性も女性と育児を分担して積極的に参加すべきと答えた割合が、高校生では64.2%と一番多く、大学生と若者世代においても約57%と非常に高い意識を持ってきているということが分かります。

一見知事は、本県の人口減少対策に本腰を入れて取り組むとし、先日も人口減少対策方針最終案を取りまとめられたところでもありますけれども、パートナーと共に行う育児の実現に向けて非常に有効な手段であるこのネクスト親世代の取組は、非常に有効な手段であると考えておりますけれども、残念ながら、今年度の事業の中に男性の育児参画におけるネクスト親世代の取組というのが少し見受けられませんでした。少子化対策の重点的な取組の一つでもある男性の育児参画、ネクスト親世代への取組、知事は今後どのように

進められていくのか、お伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 人口減少対策は、県を挙げて、いや、国を挙げて取り組まないといけないものであります。先ほどドイツの例を挙げたとおりであります。ちょうど知事の選挙を戦っておりました1年9か月ほど前ですが、人口減少問題は、これは大きな問題でありますということを言ってまいりました。そのときは、まだ社会全体はそこまでは行っていなかったと思いますけど、恐らく、今年の統一地方選のときには、皆さん、人口減少問題を全く語らずに選挙を戦われた方はおられないんじゃないかと思います。世の中が正しい方向に変わってきたなどは思っております。

去年でしたか、鳥羽で円卓対話をやらせていただいたときに、若い男性から人口減少問題を取り上げてもらってよかったという話が出ました。恐らく、我々の世代は、言葉は悪いですけど、逃げ切っていく、死んでいく世代なんですけど、まさに20代、30代の人たちというのは、人口減少問題が大きく乗りかかってくる世代なんですよ。そのときに、人口をどう考えていくのかということを行政がしっかり考えないと、若い人たちにツケを回して、以上、終わりになってしまうと思います。そういう意味で、人口減少問題については、社会全体で考えていかなきゃいけない問題であるとともに、若い人に我が事感を持って考えていただかなきゃいけない問題であると思います。そういう意味でのネクスト親世代という、このフレーズ、これは非常にいい考えであると思います。さらに言うと、小学校の頃から人口問題についての教育はしっかりあるべきではないかと思えます。人口ボーナス、人口オーナスという言葉があります。日本人で人口オーナスって何なのかというのを正確に答えられる人は割と少ないのではないかと思いますけれども、外国では、特に、中国なんかですと、毎日の新聞の1面に人口オーナスという言葉が踊っているという話を聞いたことがあります。そういう認識を持って国民全体で考えていく、特に、若い人に考えてもらう、それは重要であると思いますので、今後、どのような形でネクスト親世代、あるいは小学生からそういう意

識を持ってやっていくのかというのを考えていきたいと考えております。

〔15番 石垣智矢議員登壇〕

○15番（石垣智矢） 知事のお言葉から、人口減少対策を教育の中に盛り込んだ、そういった形で考えていきたいというような答弁でしたけれども、私は、これは1回やって、じゃ、形になるものかといったら全くもってそうではないと思っています。中長期的に長く継続をしていただくというのが一番重要であると思いますので、これを切れ目なく、毎年毎年形にしてやっていただきたいという思いがあるんですね。子どもたちはどんどん成長していきますから、毎年やらなきゃ意味がないと私は思っています。

再度聞きます。ネクスト親世代の取組、ぜひともやっていただきたいと考えます。いろんな案は持ち合わせておりますので、ぜひその辺りは、また、津田議員の話ではないですけども、お酒を酌み交わしながらお話しもさせていただきたいなと思います。ぜひともネクスト親世代の取組をやっていただきたいと思いますが、お伺いしたいと思います。

○知事（一見勝之） 様々な案を持ち合わせていただいているということですので、ぜひ御提案を頂戴しまして、その中には、場合によりますと、今回5月26日に提示させていただいた人口減少対策方針に盛り込めるものもあるのではないかとすることも期待をさせていただきまして、検討を続けさせていただきたいと思っております。

〔15番 石垣智矢議員登壇〕

○15番（石垣智矢） ぜひ形にする、やるという方向でまた御検討いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次は、三つ目の男性の育児休業取得促進の取組についてお伺いしたいと思います。まさに、この（3）は制度についてということですので。

育児・介護休業法が改正され、冒頭にも申したように、令和4年4月から段階的に施行されている、特に、男性の育児休業取得を促す、出生時育児休業、いわゆる産後パパ育休が昨年の10月から施行されております。これは従来 of 育休制度とは別に、子どもの出生後8週間以内に最大4週間の育休を2

回に分けて取るということが出来る、また、勤務先への申請も2週間前に申請するという、非常に、また今までと違う形で取得をしやすい部分が多くあるのが、この産後パパ育休の制度であります。

また、知事も先ほど答弁でもお話をいただいたように、やはり給料の面、経済的支援というところが大事なんだというお話もされておりますが、現在、育児休業給付金、こちら産後パパ育休においても手取りベースでは実質100%カバーする、そういった公表もされておりますし、育休取得においても実質8割以上カバーします、そういった総理のお声もあるように、経済的な支援においても制度の充実が図られてきているところであります。この議論は、ぜひとも加速させていただくべき話だと思いますので、国のほうに知事からも再三要望を行っていただきたいと思っております。

本県の育休取得率、先ほど知事からは、県職員の育休取得率の話がありました。全国2位の67.8%ですかね。これ知事部局のお話だと思いますけれども、全国2位ということで、非常に三重県職員の育休取得率、先進県じゃないかなと思っております。ただ、本県の企業における育休取得率、こちら、三重県内事業所労働条件等実態調査によると、令和3年度の企業における男性の育休取得率9.4%、前年は12.9%でありますので、3.5%ダウンをしている状況であり、三重県の第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプランで掲げる目標値17.2%とは大きな乖離がある状況であります。男性の育児休業取得率向上に向けて、やはり取得しやすい環境づくり、働きやすい職場環境の整備といった企業の対応が鍵を握るところでもあります。

そこで、県内のこの実態調査の結果をどのように受け止めて、これからの男性の育児休業取得促進の取組につなげていかれるのか、お伺いしたいと思います。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 男性の育児休業の取得の現状をどう認識し、これから取得促進に向けてどのように取り組むかの質問にお答えします。

議員から御紹介あったように、三重県内事業所労働条件等実態調査では、

令和2年度の12.9%から令和3年度は9.4%ということで3.5%減少しております。この要因については、自分らも中で大分議論もしながらやっておりますけど、コロナ禍でも徐々に経済活動が再開する中で、それに伴って労働力不足が深刻化したようなことも影響しているのではないかと考えております。育休取得には、制度の問題だけではなく、職場が育休を取得しづらい雰囲気があったりとか、会社の上司の理解がある、ないということも大きく影響するため、県としては、引き続き制度を利用しやすい職場環境づくりに向けた企業への働きかけが重要であると考えております。

また、国でも、この6月1日に発表されたこども未来戦略方針（案）において、育休を取得する社員の業務を代替する周辺の社員の方への応援手当の支給に対する助成を拡充していくような育休取得を支える体制整備に向けた中小企業への助成措置を大幅に強化するというようなこともうたわれております。そのため、県としては、企業が男性職員の育休取得を推進する上での課題について、人事や労務担当者や管理職を対象にした座談会を開催するとともに、その場に社会保険労務士等も参加していただきまして、好事例の紹介であるとか、制度活用に向けたアドバイスなどもしていきたいと考えております。

また、自分たちも昨年10月からスタートした産後パパ育休、これに非常に注目しております。この産後パパ育休、どんな取得状況であるとか、いろんな工夫をされて取っている実例をしっかりと収集しながら、イクボス宣言を行っていただいている企業であるとか、いろんなところに広く情報発信を行うことで、取組の横展開を図っていきたくて思っております。

一方で、育児休業を取得しても積極的に育児を行わない、いわゆる取るだけ育休というような問題もありまして、男性の育児参加の質も課題となっております。そのため、家事、育児に不慣れな男性であっても簡単に取り組める料理や掃除、子どもの歯磨きの仕方などを紹介する動画等についても新たに作成し、市町であるとか産科医院で開催される両親学級等、様々な機会を活用していただくことで質の向上に向けた取組を進めていきたいと思っております。

ります。

今後とも、子どもを持つ夫婦が自身のキャリア形成を諦めることなく、共に育児に向き合い、子育ての楽しさを実感できるよう、県としてもしっかり取り組んでまいります。

〔15番 石垣智矢議員登壇〕

○15番（石垣智矢） お答えをいただきました。

言いたいことをたくさん言いたいなと思って、また、中村部長と今回もいろいろやり合いたいなと思ってきているわけですけれども、まず、私は、この育児休業取得の促進について一つ思うことは、今回、制度も改正されて、一番の子育て世代の方々の情報源ってどこなのかなという、やっぱりもう我々令和の時代はネット社会ですので、まず、三重県のホームページで、この育休取得をより取得していただけるように、この改正内容をかみ砕いて、どうやってその若者世代にアプローチするのかなというのを期待していたんですが、ホームページを見ても、それこそ男性の育児参画の推進の特出しのホームページがありますよね。そこの中に、産後パパ育休という言葉が一切出てこないんです。この育休制度改正されましたよ、何なら本来、産後8週目以降から子どもが1歳になるまで、この育休の中で分割取得できる、2回に分けて取得できる、これ男性も女性もできるようになった。また、その8週以前の産後パパ育休、言ってしまうと、女性が子どもを産んで体が動かない一番大変なとき、しんどいときに、パパはすぐにこれ育休取得できることが可能になった。何ならそれを2回に分けてできるようになった。また、給付金についても、それこそ今、国のほうでは、これ100%カバーするだとか、67%の賃金保障する、それぞれの段階によっていろんな給付の形があって、それぞれ取得したい方々が、じゃ、一体手取りどうなるんだろうとか、どういう手続が必要なんだろう、困った声や困った方々に寄り添ったその一番の情報源である三重県のホームページは何も改正をされていない。これは果たして、皆さんがどうやって取得したらいいんだろうというところに寄り添った情報の発信ができていいのかどうか、私はすごく疑問に感じています。そ

ういう意味では、この産後パパ育休を取得された方が、どういうふうな取り方をしたのか、工夫も含めて情報を収集して、先ほど企業に横展開をしてお話をされていましたが、まずは取得したいと思っていただけるように県民の皆さん方に横展開してください。情報提供していただきたいと思えます。そういった形で、今の子育てをしている世代が一体何を求めているのか、そして、求めているものも、こういうすごくいいものをつくりましたよと言っても、たんすの奥底に段ボール四つも五つもかき分けて取得するような情報では意味がないと思えます。皆さんがより取得しやすいようにまとめていただいて、情報発信に力を注いでいただきたいというのが私の思いでありますけれども、中村部長、どうですか。御答弁いただきたいと思えます。

○子ども・福祉部長（中村徳久） この育休制度の改正については、県としても昨年パンフレットを作ったりとか、企業向けの講習会の資料を作ったりはやっておるんですけど、議員御指摘のように、もっと広く、みんながすぐ情報が取れるようにホームページ等発信の仕方についても今後充実していきたいと考えております。

〔15番 石垣智矢議員登壇〕

○15番（石垣智矢） ぜひよろしくをお願いします。

企業はもちろん大事です。しかしながら、子育てされている当事者の子育て世代の方々にまず発信をする、その視点はぜひとも外すことなく情報発信に努めていただきたいと思えます。

そして、知事にも御答弁をいただきました。幾度となく担当課の皆さんともやり取りをさせていただいた中で、私がすごく引っかかっていた部分がありまして、これ男性の育児参画を一体何のためにやるのかということが、何か男性の育児参画という言葉が独り歩きをしていて、僕はすごく危険だなと感じています。男性の育児参画、何でやるんですか、これ、主体は誰なんですか。私は、子どもだと思っています。何で男性が育児するんですか、子どものためです。

いろいろとやり取りをさせていただく中で、いろいろ資料も作っていただ

きました。非常に感謝しております。その中で男性の育児参画は、男性が貴重な子どもが生まれる瞬間を人生の体験として実感をしていただくとともに、これ、男性目線なんです。また、女性の社会進出のために最も有効な手段であります、これは女性目線、女性主体なんです。

本来、男性の育児というものは、子どもが主体であるべき、私も、もうすぐ3歳になる娘の子育てをしていますけれども、娘と向き合って、それこそ、おむつを替えたりだとか、一緒に御飯を食べたりだとか、子どもを前にして、よし、僕は今、三重県の人口減少対策の一助になれているとか、女性の社会進出のために力を発揮できているとか、男性の育児参画、これで推進につながるんだなんて1個も思ったことないです。1個も考えたことないです、残念ながら。父親として、ただ、子どものために、子どもがより心身ともに健やかに過ごす、育ってくれるために自分は育児、子育てをやっています。恐らく、子育てをやっているお父さん、お母さん、みんなそんな思いだと思います。

これは制度を進める上で、もちろん、そういった人口減少対策の側面もあります。また、女性の社会進出の側面もあるでしょう。しかしながら、一番に語られるべきことは、やはり、三重県の宝である、知事がいつもおっしゃっておられます、宝である子どもたちのために男性は育児にもっともっと関わる必要がある、こういった発信が私は一番大事だと思いますし、知事として、三重県のリーダーとして、職員の皆様方にもまずこの根幹があるということ、いま一度意識づけをしていただいて、男性の育児参画というところは進めていただきたいと思っています。そうすれば、男性のためじゃないんです、子どものためなんです。そうしたら意識って大きく変わってくると思います。それが大きな意識変革だと思います。

知事、どうですか。子どもを主体とする男性の育児参画、そういった意識づけ、職員の皆さんもそうですし、県民の皆様方に対しての意識づけもどうか行っていただきたいと思いますが、答弁をいただきたいと思います。

○知事（一見勝之） 恐らく、立場立場、そして、テーマの設定によって男性

の育児参画というのをどう捉えるかというのは変わってくるんやと思います。もちろん、その男性のためでもありますし、女性のためでもあります。前回の四日市市であったフォーラムでは、女性の負担軽減、あるいは産後鬱にならないようにというのが目的でもありました。子どものためでもあるかもしれませんが。それは様々な見方があって、それぞれのためにやっていくと、社会のためという見方をする人もいるかもしれません。様々な見方があってよいのじゃないかなと思います。

〔15番 石垣智矢議員登壇〕

○15番（石垣智矢） 根幹は子どものためだということぶらしちゃいけないということなんです。もちろん私も、子育てをする1人として子どもに向き合いながら、それこそパートナーである妻、家族、こういったところのためだという思いももちろんあります。しかし、一番は子どもだということは絶対にぶらしちゃいけないと思います。もちろん、我々、政治に携わる上で事業だとか政策だとかそういった話で、より文章は難しい話が並んで、どう効果をもたらすか、非常に政策的な話が多くなりますけれども、一番の根幹はやっぱり子どもであり、子育てというのは、子どもがより健やかに成長してもらうためにやるんだということを念頭に置いて、ぜひこの男性の育児参画というのは進めていただきたいと思っておりますので、知事、今後もネクスト親世代の取組をはじめ、形にさせていただきますことをお願いを申し上げて、この男性の育児参画の質問は終了させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、三つ目の質問であります、自転車ヘルメット着用の質問について、最後させていただきたいと思います。

本県は、自転車による地域づくりが盛んに行われている、いわゆる自転車先進県であると私は自負しています。

こちらを御覧ください。（パネルを示す）こちらは、先月5月23日にいなべ市で行われました、国内最大級の自転車ロードレース、ツアー・オブ・ジャパン2023のスタート地点の様子であります。新型コロナウイルス感染症

により近年中止が続いておりましたが、今年は4年ぶりの開催ということで、非常に沿道には多くの観客が訪れ、大変にぎわいを見せておりました。非常に天気もよかったので、たくさんの方々が楽しんでおられる風景というのを私も見てまいったところでございます。

また、先日、東紀州地域で開催されたツール・ド・熊野2023では、前日開催予定だった古座川国際ロードレース、こちらのほうは残念ながら大雨の影響で中止となってしまいましたけれども、一部コース変更はあったものの、激しい攻防が繰り広げられて、すばらしい大会だったと伺っております。

近年、三重県のサイクリイベントは非常に盛り上がりを見せておりますが、自転車の安全運転において、この令和5年4月1日から道路交通法の改正により、自転車に乗る場合は全ての方に乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。自転車ヘルメット委員会によるヘルメットの着用率向上、自転車ヘルメット委員会というのがあるんですが、この委員会によるヘルメットの着用率全国実態調査によれば、全国47都道府県で月に1日以上自転車を利用する約1万人へのアンケートに対して、全国平均の着用率は11.2%、うち愛媛県が全国1位で29%、次いで26%の長崎県、18%の鳥取県、三重県は全国33位の9%、これ、10人中9人以上がヘルメットを着用していないという調査結果が公表されております。自転車乗用中に事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用時に比べ約2.2倍高くなることが分かっております。乗車用ヘルメットの着用は、大切な県民の命を守る上で大変重要であることが分かります。

道路交通法の改正に伴い、改めて自転車を安全に利用するための対策及びヘルメット着用に対する周知啓発をどのように行っていくのかお伺いしたいと思います。また、すみません、1番と2番に分けておりますけれども、時間の都合上、1番と2番、一緒くたに御説明、質問させていただきたいと思っております。

また、2点目でありますけれども、これからヘルメット着用の効果的な取

組を進めるためには、やはり本県独自のヘルメットの着用率の実態調査、こちらのほうを行っていただくべきだと考えております。

ちなみに、お隣の岐阜県においては、県と県警察が協力して、連携して、県内32の地点でヘルメットの着用の実態調査、これを行っております。昨年度だけでも既に3回行っておりますので、今現在、岐阜県のほうでもより効果的な取組の推進につなげていただいている、そういったところでありますので、ぜひともこのヘルメット着用を促す効果的な取組、実態調査を行っていただくとともに、それを含めた対応方針について県警本部長並びに環境生活部長に答弁いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔難波正樹警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波正樹） 自転車乗車用ヘルメットの着用についてお答え申し上げます。

県内の自転車関連の人身事故については、年々減少傾向で推移してまいりましたが、昨年は増加に転じ、うち8人の貴い命が奪われました。また、警察庁の調査によると、自転車乗車中に交通事故で亡くなった方の約6割は頭部損傷であり、ヘルメット非着用時の致死率が着用時と比べ約2.1倍高くなっております。本年4月1日にヘルメットの着用が努力義務化されたことを踏まえ、4月に県内の複数箇所において警察独自にヘルメット着用率の調査を実施したところ、平均着用率は11.7%でありました。

これまでの取組としましては、令和4年11月に自転車安全利用五則が改正され、ここで全ての自転車利用者にヘルメット着用が示されたことを受け、関係機関・団体と連携してチラシの配布等により周知を図りました。また、4月1日の改正道路交通法の施行や、5月の自転車活用推進法に基づく自転車月間の機会を捉えて、久居農林高等学校及び朝明高等学校のそれぞれ自転車競技部員をセーフティ・バイシクルリーダーに委嘱し、学生から一般県民、特に、若者世代にヘルメット着用の促進を図ったほか、県や市と連携して街頭での自転車利用者に対するヘルメット着用の呼びかけや、大規模商業施設においてプロの自転車チームと共同で自転車安全教室などを開催したところ

です。さらに、平素の交通指導取締りの現場においても、自転車利用者に対する交通ルールの遵守や、ヘルメットの着用について指導しております。

今後につきましては、引き続き関係機関・団体、事業所などと連携し、各季の交通安全運動や各種イベント、街頭活動の場におけるヘルメット着用による頭部保護の重要性や、被害軽減効果が理解されるよう情報発信などに取り組んでまいります。

また、着用率調査につきましては、これまでの取組や、今後実施していく各種施策をより効果的なものにするための検証ツールとしても定期的な調査は重要であると考えております。今後も県をはじめ、関係機関と連携しながら有効な取組を進めてまいります。

〔竹内康雄環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内康雄） それでは、自転車乗車ヘルメットの着用率向上に向けた取組と今後の対応方針についてお答えいたします。

自転車を安全に利用し交通事故を防止するためには、まずは交通ルールを遵守し、正しく交通マナーを実践していただくことが重要と考えております。中でも、自転車事故の被害を軽減するためには、頭部を守るヘルメットを着用することが大変重要なことから、着用の努力義務化について幅広く周知に取り組んでいるところでございます。

具体的には、県のSNS、テレビ、県政だよりなどを通じた広報、啓発や県立学校等へのチラシの配布を行ったところでございます。その中で、4月のテレビ番組放送後には、視聴者の方からヘルメット着用の大切さが理解できたというような声をいただいております。また、5月の春の全国交通安全運動においても自転車のヘルメット着用と、交通ルール遵守の徹底を運動の重点の一つに掲げ、警察や三重県交通安全協会など関係機関・団体と連携し、チラシの配布や関係機関の広報紙への掲載といった広報啓発を実施したところでございます。さらに、交通安全研修センターにおきまして、児童生徒や教職員を対象とした各種研修会、薄暮時の危険性が体験できる夜間特別研修等を実施し、自転車の安全利用を含めた教育、研修に取

り組んでいるところでございます。

今後の対応方針でございますが、引き続きヘルメットの着用率向上に向け、警察や県交通安全協会など関係機関・団体と連携し、各季の交通安全運動において新聞、ラジオなどによる広報に取り組むとともに、イベントなど様々な機会を捉え、県民の皆様へ啓発を実施してまいります。加えまして、自転車運転者を含めた交通弱者の方を対象に、ヘルメット着用の重要性を含め交通事故の場面を再現し、その危険性を疑似体験できるイベントを実施するなど交通安全意識と交通マナーの向上に向けて取り組んでまいります。

県内のヘルメット着用率の把握につきましては、今後の取組を進めるに当たって重要と考えており、警察と連携して検討してまいります。また、ヘルメット着用努力義務化の認知度や、着用しない理由などについて把握するため、イベントなどでアンケート調査を実施したいと考えております。こうした結果も踏まえながら、1人でも多くの命を交通事故から守ることができるように今後の取組を進めてまいります。

〔15番 石垣智矢議員登壇〕

○15番（石垣智矢） 双方から御答弁をいただきました。

ぜひともいろんな施策を打つ上でも、実態調査をすることがこの取組がどういう効果が現れたのか、まさにその指標になりますので、ぜひとも実態調査はやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、近隣県の取組でいきますと、愛知県では児童生徒及び65歳以上の方々を対象にヘルメット購入の際の一部を助成する補助制度も活用されておりますし、また、先ほど着用率全国1位の愛媛県のお話をさせていただきましたけれども、こちらのほうは県内の全高校で自転車通学時のヘルメット着用を義務化されておりまして、高校生へのヘルメットの無償提供、こういった金銭的な支援もしながら、少しでも県民の命を守るための着用率向上に取り組まれておりますので、様々な地域の取組等もぜひとも情報収集をしていただいて、1人でも多くの方々、ヘルメットをつけていれば守れたかもしれないという命、守っていただくように施策を総動員して進めていただくこと

をお願い申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、改めて、本日は、私の議員として、そして、パパとしての、父親としての質問でもありましたけれども、どうか未来ある子どもたちのため、そして、三重県政全ての発展のためにお力を尽くしていただきますことをお願い申し上げまして、一般質問を終了とさせていただきます。どうも、これからもどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（中森博文） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（杉本熊野） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（杉本熊野） 県政に対する質問を継続いたします。33番 谷川孝栄議員。

〔33番 谷川孝栄議員登壇・拍手〕

○33番（谷川孝栄） 皆様、こんにちは。

今回から東紀州選挙区というのになりました、東紀州選挙区、会派草莽の谷川孝栄、4期目初の一般質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず冒頭に、先日6月2日の集中豪雨で被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

台風2号と梅雨前線の影響により線状降水帯が発生し、短時間で床上浸水

となった住居や店舗も多いとお聞きをしています。そして、既に台風3号が発生し、来週には日本へも接近するとの報道がなされています。地盤の緩んだところもあるかと思います。情報収集をしていただき、早め早めの備えを県民の皆様をお願い申し上げたいと思います。

そこで、今回の質問では、県民の命と暮らしを守るという観点から、喫緊の課題である防災について大きく1問、そして、東紀州についての観光と道路整備について、また、県全体のこととして、出会い支援事業と産業用大麻についてお聞きをしたいと思います。

まず、大きな1問目、大雨・南海トラフ巨大地震・有事への防災対策についての1番、線状降水帯発生等集中豪雨時の県の対応について、お聞かせをいただきたいと思います。

今回、線状降水帯発生情報が出されてから冠水までの時間が短く、被災された方のお話をお聞きしたら、あっという間に店の中まで浸水したとのことでした。

一昨日、中嶋年規幹事長率いる自由民主党三重県支部連合会からも、石田成生副幹事長、小林正人総務会長と共に、線状降水帯の発生を受けた際の情報発信の強化、これまで崖崩れや路肩崩壊が発生した箇所周辺区域の監視の強化と災害防除の実施、総合的な内水氾濫対策の実施の3点において、知事に申入れをさせていただいたところであります。

本日は、線状降水帯等集中豪雨時の県の対応についてお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） 線状降水帯等による集中豪雨への対応について、お答え申し上げます。

線状降水帯が発生しますと、大雨災害発生の危険度が急激に高まるおそれがあります。そのため、令和4年6月から気象庁においては、心構えを一段高めていただくことを目的に、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報の中で線状降水帯と

いうキーワードを使った呼びかけが開始されているところでございます。

こうした中、県内で初めて線状降水帯が観測された6月2日の大雨に際しましては、2日の午前6時頃、津地方气象台から、2日午後から3日午前にかけて東海地方で線状降水帯が発生するとの予報が発表されたこと等から、速やかに市町への情報提供を行うとともに、气象台との情報連絡会議を開催いたしました。

会議においては、関係部局に対し、知事からの指示事項を周知するとともに、県民に対して、知事から呼びかけを行ったところでございます。

今後も、県民の皆さんが適切な避難行動が取れるよう、津地方气象台との間で緊密な情報連絡体制を維持するとともに、各市町に対して適時適切に情報提供を行ってまいりたいと考えています。

また、津地方气象台や市町と連携し、大雨が予測される場合には早め早めの避難を呼びかけるとともに、まだ線状降水帯というキーワードが県民の皆さんに十分に御理解いただけていない状況もあると思いますので、平時においても、線状降水帯の特徴であります数時間にわたってほぼ同じ場所で非常に激しい雨が降り続き、災害発生の危険度が急激に高まるといった状況や事前の備え、そして、発生時における自宅内の垂直避難などの命を守る行動について、あらゆる機会を捉え、しっかりと啓発を行ってまいります。

〔33番 谷川孝栄議員登壇〕

○33番（谷川孝栄） ありがとうございます。2日の様子をお知らせいただきました。

県民へのお知らせとして、どうやって情報を得るかということ、どうしてもネットから情報を取ることが多いと思うんですけども、防災みえ.jpを私は皆さんにお勧めしていますし、そこから情報を得ることが多いです。そこでもやはり分かりやすい情報発信に努めていただきたいと思います。

県民への迅速な情報提供ということが、本当にこれから命を救うということにつながっていくと思いますので、情報発信の方法などの見直しも随時行いながら、県民の命を守る施策の充実をお願いしたいと思います。

そして、防災みえ．j pは、これ、前も言いましたけど、開くと更新した情報が出てきて、本当に見たいの一番下にあるんですね。だから、どんどん送ってってもらって、一番下に緊急時お役立ち情報等というのがありますから、そこから道路情報だとか、川の水位ですとか、実際のカメラとか、いろんな情報がそこから取れるので、県民の皆様にはぜひ防災みえ．j pを御覧いただきたいと思うところでありまして、その中で線状降水帯という言葉はまだ出てこないで、そこら辺のまた分かりやすい説明とか、これから多分、線状降水帯という名前がどんどん出てきます。この2日からもすごくニュースでも取り上げられていましたけれども、それが、さっき部長がおっしゃったように、どういうものなのか、そして、どういうふうに行動すればいいのかということを知りやすく御説明いただける情報発信が必要かと思えます。

今、国のほうでも5段階レベルで避難の方法がありますね。1番のときはこんなのがありますよ、2番になったら避難の準備してください、3番になったら避難を始めてくださいとか、いろんな情報があると思うんですけど、皆さん分かりにくいというのが現状だと思います。

いつの段階で避難をすればいいのか、また、線状降水帯が今どこにいて、どれぐらいの時間とどまるのか、局地的大雨、集中豪雨ですから、あっという間に水かさが増しますので、その辺、情報発信が大切だと思いますので、引き続きの情報発信に努めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、6月2日は局地的な大雨のため、各地で道路の通行止めが生じました。これ、資料を見ていただきたいんですが、（パネルを示す）これは三重県の防災みえ．j pの道路のところから取った一部のものなんですけれども、最初の段階でもこれぐらいの通行止めが出ておりました。これ、各地域のところを押していただくと、またその地域の詳しい通行止め情報が出ますので、ぜひそちらから御確認をいただきたいと思うところです。これ、リアルタイムで出てきますので、県民の皆様にはぜひ御活用いただきたいと思えます。

そして、その通行止めですけれども、このとき熊野市内で発生した事案ですけれども、道路が通行止めとなって迂回路もなく職場から自宅に帰れず、高齢者のお世話ができず、御近所の方をお願いしたというケースがありました。お子さんが御自宅に1人で待っているとかというケースもあると思うんですね。

危険だから通行止めにするのはもちろん認識しておりますけれども、片や、人口減少が進んで少子・高齢化の著しい山間部の方々には、働き手が帰宅できずにつらいという一面もあります。

このような場合の通行止めは、大体翌日の朝、その安全性を確認してからしか通行止め解除とならないので、個別の対応をしていただくというのは難しいのかもしれないけれども、もしくは通行止めの予告とか、猶予を持った対応ができないかどうかちょっと考えるところですが、通行止めについて、県土整備部長、お聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○**県土整備部長（若尾将徳）** 県管理道路については、豪雨時に危険が想定されるところについては、議員おっしゃるとおり、通行止めの措置を取っておりまして、雨量が一定の基準を超えた場合に通行止めしております。

御質問のような場合、お気持ちはよく分かるんですけども、やはり我々道路管理者としては、危険となっている道路を安易に通すというのはなかなか難しいところであります。

ただし、そういった残されている方の生命の安全に関わるような場合とかは、緊急車両などで通行するという事は、道路管理者の安全の確認の下ですが、一体としてやっているところでもあります。

また、通行止め予告も、雨量の量的な予測というのがなかなか困難なので、現段階では非常に難しいところでもありますけれども、県におきましては、県管理道路の雨量通行規制の基準となる雨量計のデータというのは公表しておりますので、そのデータ、ちょっと今分かりにくい状態になっていますので、どの区間がどこの基準点かというのを分かりやすく公表して、それを見て、あと何ミリぐらいで止まるのかなというのを今後参考にしてもらって、早め

の備えをしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

〔33番 谷川孝栄議員登壇〕

○33番（谷川孝栄） ありがとうございます。

通行止めが危険だから、また、雨量も規制の雨量に達したから通行止めにするというのはもう当然のことだと思います。それはもう県民の命を守るために大切なことだと理解をしております。

今回、県の職員でも帰れないということがあったんですね。迂回路がある場合はいいんですけども、今回、熊野市内でいうと、七色峡線がまず止まりますよね。その場合は、国道42号佐田坂を通過して山間部に行けるわけなんですけれども、今回は雨の量が多かって、佐田坂が止まるということがありました。すると迂回路もなくて、動いているのは熊野尾鷲道路だけという状況になりましたので、それでは山間部に向かえないんですね。尾鷲のほうも国道42号矢ノ川のほうも通行止めになっていますから。

なので、帰宅できない人たちが出たという事実があるので、本当にお年寄りが1人で待っていると、一晩を子どもが1人で過ごすとか、そういうことになっている状況があるので、さっき言われたように、緊急車両は当然通すのかもしれないけれども、予告をぜひしていただきたいと。広報くまので結構広報して、通行止めの情報は必ず市民には行きますから、職場で働いて、あと30分後に通行止めにしますとかという情報があれば、会社やいろんな企業、職場の理解をもって早く帰すということも可能であると思います。

人口減少がやっぱり著しいので、それで次の日まで通れないとなると、本当にこれは、緊急車両は使うほどではないけれども、命に関わることもあるかと思います。今後、新たな考え方として、そういう場合の予告通行止めの考え方もちょっと視野に入れて御検討いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今年は台風2号から被害が出ていて、3号も来ているし、今年は台風ラッシュということをもう覚悟しないといけないと思います。

2日の豪雨は波が高くなかったから、河口部がまだ海に流れていたからこれだけの被害で収まっていると私は思っています。これでもし波が高かったら、河口部から水が海に流れないので、もっと被害は大きくなっていただろうし、これから夏の台風や集中豪雨に向けて、例えば排水溝の見直し、それとか堰堤などにたまった土砂や流木の撤去、それから河口閉塞の解消など、そのときに合わせて、熊野建設事務所はすごく頑張っていてやってくれています。なので、もう台風が来ると分かった前の対応をしっかりとやっていただきたいと思います。

また、私の地元では具体的に言うと、紀宝町の海岸侵食対策では、井田海岸に一刻も早く砂利を入れなくてははいけません。昨年度はほとんど入っていない状況なので、その分も、今回量も減っているということをお聞きしておりますけれども、そこももう直接海から国道に波がかかってしまうような状況にもなっており、また、御浜町阿田和の海岸には、消波のための人工リーフも入れていただきたいと思います。

阿田和地区も、国道42号に波が砂利を含んでかぶってきますので、今ある国道42号がまた被災する可能性も大きくなっております。浜が狭くなっているということは、直接国道や人家に砂利を含んだ波が打ちつけるという大惨事になるので、ぜひ国のほうにも御要望いただきたいと思いますので、その辺も踏まえてお願いいたします。

次に、頻繁に各地で発生している地震です。

いつ南海トラフ巨大地震が起きてもおかしくない状況と考えています。昨日もちょっと川口淳准教授と話していたんですけども、本当にいつ発生してもおかしくないよねということで、地震発生後、短い時間で高い津波が発生するおそれのある県南部地域の津波避難対策について、改めてですが、どのようにお考えかお聞かせください。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） 県南部地域への津波避難対策について、お答えいたします。

県の地震被害想定調査結果における、理論上最大クラスの南海トラフ地震のケースでは、人的被害が約5万3000人に及び、その8割は津波によるものと推計されております。

こうした中で、地震発生から津波到達までに時間的余裕がない地域において、県民の命を守るためには、実効性のある津波避難対策を講じていくことが不可欠であると認識してございます。こうした地域において、津波避難タワーなどの整備は重要な対策の一つであり、これまでも沿岸部の各市町においては、国の財政支援制度も活用しながら、津波避難タワー等の整備がなされてきたところでございます。

しかしながら、特に県南部においては、想定される津波到達時間が早い上、津波高も高いということで、津波避難タワー等の喫緊の整備が求められておりますが、国の財政支援制度を活用してもなお財政負担が大きく、整備が進んでいないといった現状もございます。

こうした中、県では、今年度新たにおおむね15分以内に30センチメートルの津波の浸水が始まる市町を対象としまして、津波避難タワーや避難路等の整備に係る市町負担額の2分の1を県が補助する制度を設けまして、早急な対応が図られるよう支援を行うことといたしました。

これらの取組に加えまして、県民一人ひとりが自らの命を守るためには、自らの避難行動を考える自助及び地域での行動につなげる共助の取組を促進していくことが重要となります。そのため、県では、個人の避難経路を地域全体で共有し、地域の津波避難計画の作成につなげるMyまっぷランの取組を促進しているところでございます。

こうした中、今年度、各市町の津波避難計画における避難対策の実効性を高めるためのツールを作成する予定でございます。今後このツールを活用し、現行の市町の津波避難計画等を基に様々な条件で検証を行い、新たな課題が判明した地域に対しては、重点的に市町と連携して、Myまっぷランの取組などを実施することにより、県民一人ひとりの避難が確実に実行できるよう支援を行ってまいります。

[33番 谷川孝栄議員登壇]

○33番（谷川孝栄） ありがとうございます。

Myまっぷランのことは前回の一般質問でもさせていただきました。本当に一人ひとりが避難経路を自分でちゃんと理解し、みんなと助け合って避難するというのがまず第一かと思いますので、Myまっぷラン+も含めて、特に沿岸部には広げていっていただきたいと思います。

また、尾鷲地区ではまだされていないということですので、ぜひその辺も含めてお願いしたいと思うところです。

三重県のほうで、三重県津波災害警戒区域の設定というのは、今、国のほうの想定の変更が来年なので二度手間になるので、三重県は来年つくります的な発言が知事からあったと聞いているところでもありますけれども、巨大地震はいつ来るか分からないので、今年はないという確証はないわけですよ。

二度手間になるというか、来年の改正に向けてつくるということを聞いておりますけれども、ちょっとそこはできるだけ早く区域を設定していただけるように、これ、三重県のほうはちょっと遅れているとほかの県の情報からも聞いておりますので、その辺も含めて進めていっていただきたいと思いません。

総務省、内閣府から出されている資料によりますと、南海トラフ巨大地震による被害想定はマグニチュード9.1、それから建物被害240万棟、死者、行方不明者約32万2000人、経済被害220兆円というのが発表されております。

発災前にしておかななくてはならないということは幾らでもあります。県民の命を守るため全力で取り組んでいかななくてはいけなくて、本当に待たなしの状態なので、共にですけれども頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思えます。

そして、知事はじめ執行部の皆様には、とにかくぜひ現場に行っていただきたい。災害のときには大なり小なりの災害がありますけど、とにかく現場を見て、現場の意見を御自分の耳で聞いていただいて接してほしいと思うところです。

県民は、やはりもう知事が聞いてくれたとか、知事と話をしたとかということかなり安心感を持ちますので、新しいマンションや東京も居心地がいいでしょうが、現場にも行っていただきたいと思いますので、ぜひ現場で汗をかいている職員や県民の方々に寄り添っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、防衛施設周辺道路の整備について、お伺いしたいと思います。

4か月ほど前に、県内の防衛施設全てを訪れてまいりました。まだ雪の残る季節だったのですが、県管理の周辺道路の傷みが気になりました。切迫する世界情勢での武力衝突や頻発する大規模な自然災害による有事が起こらないことを祈りますが、自衛隊の出動が必要となったときに、周辺道路の整備ができていなかったでは申し訳がないと思います。

私たちの住む熊野地域は、12年前の紀伊半島大水害時には、自衛隊に大きく助けていただきました。そのときは、実際に県管理道路も被災していて、久居の陸上自衛隊が熊野市に入るまで、6時間という時間も要したという経験もございます。

防衛省との連携を密にしていきたいと思いますが、有事の際、防衛施設周辺道路を支障なく使えるよう整備や維持管理を行ってほしいと思いますが、県の考え方を教えてください。お願いします。

[若尾将徳県土整備部長登壇]

○**県土整備部長（若尾将徳）** 防衛施設周辺道路の整備について、御答弁いたします。

道路については、広域的なネットワーク、県民の生活道路としていろんな機能がありますが、防衛施設などが十分に機能を発揮する上でも重要な役割を担っております。

本県においても、自衛隊駐屯地や分屯地、これは駐屯地の小さいものですが、そういった防衛施設がありますが、とりわけ津市の青山高原にある航空自衛隊笠取山分屯基地や白山分屯基地は山の中にありまして、県管理のアクセス道路に限定されることから、道路管理者としてその重要性を十分に念頭

に置きながら、自衛隊活動に支障が生じないように定期的な巡視を行うとともに、必要な修繕や維持管理に努めているところであります。

一方で、自衛隊のほうからも、基地への通行時に道路の路肩や舗装等の損傷が確認された場合には情報提供いただいております。また、6月28日、今月末ですが、笠取山分屯基地の自衛隊の方々が津建設事務所に来庁されるといったことで、日頃からこういった形で自衛隊と連携を図ることで、道路管理者として速やかな修繕等につなげているところであります。

今後も引き続き、防衛施設周辺道路のアクセス機能の重要性を十分意識しながら、施設の機能発揮に影響を与えないよう、防衛施設の実情に応じた道路整備や適切な維持管理に努めてまいります。

〔33番 谷川孝栄議員登壇〕

○33番（谷川孝栄） ありがとうございます。

防衛施設周辺道路に関しては、国のほうの防衛予算もあるというお話も聞いたりをしていますので、ぜひ各施設と、今行っているように、連携を取っていただきながら、国の予算も積極的に取りに行っていただきたいと思っておりますので、連携をしながら進めていただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、次に、東紀州の観光振興についてお聞きをしたいと思いますので、お願いいたします。

コロナ禍で観光イベントなどが休止されておりましたが、5類に移行してからというものこの5月以降、各地域のお祭りやイベントなども一気に始まってまいりました。まちににぎわいが戻ってきたところですが、観光客も徐々にコロナ禍前のように戻りつつあり、観光業界がにぎわっているということを実感しております。

そして、これまで南部地域の観光政策は南部地域活性化局が担っていましたが、今年度から新設をされた観光部が所管してくれることとなりました。伊勢志摩地域の観光は順調に回復していると思っておりますけれども、これから観光部として、東紀州の観光にどのように取り組んでいくのかをお聞かせいた

だきたいと思います。お願いします。

〔増田行信観光部長登壇〕

○観光部長（増田行信） それでは、東紀州地域の観光振興に向けた観光部の取組について、お答えいたします。

三重を訪れる旅行者に県内を周遊いただきまして、三重を満喫していただくためには、南部の東紀州地域は大変重要な地域だと思っております。

また、古くから多くの人々が旅をいたしました世界遺産熊野古道伊勢路をはじめ、楯ヶ崎であったり丸山千枚田など、雄大な自然やその美しさ、また、山と海に囲まれました地で暮らす人々の生活とともに密接に結びつきました独自の食文化など、地域ならではのものが大変魅力でございます。

このような多彩な魅力を観光資源として活用し、東紀州での滞在を通じまして地域経済の活性化につなげていくことが大事であると考えております。

そこで、令和4年度におきましては、東紀州地域の自然や食を活用いたしました体験コンテンツの磨き上げを行うため、例えば熊野灘や銚子川において、カヤックやSUPに乗って大自然を体験するツアーや、刀鍛冶工房で鍛冶職人から日本刀の歴史や鑑賞方法を学び焼き入れ作業も体験するなどのプログラムのほか、また、めはり寿司の手作り体験であったり、それをサイクリングと組み合わせた商品の造成などに取り組んでまいりました。

また、今年度につきましては、これらのコンテンツをさらに活用するためのブラッシュアップを図るとともに、新たに、県内での滞在時間の長期化を図るために、宿泊施設と観光施設等が連携いたしました2泊3日以上での周遊ルートの構築を進めていただく事業者のグループへの支援に新たに取り組んでおります。東紀州地域の観光関係の皆様にも御検討いただきたいと思いますとおるところでございます。

また、新たな移動手段といたしまして、ヘリコプターの需要が高まってくると考えております。これを実証実験による東紀州地域への送客や事業化の可能性につきまして、今年度調査を行ってまいります。

さらに、和歌山県の熊野古道には多くの海外からの観光客が来訪されてお

りますので、これを東紀州にも誘客できるよう、令和5年3月には、熊野古道伊勢路の沿道でネットワーク化をいたしました複数の宿泊施設において、施設案内を多言語化するなど、おもてなし機能を強化していきます。

あわせて、広域的に案内できるガイド人材のスキルアップとともに、奈良県や和歌山県とも連携に取り組んでいきたいと考えております。

東紀州地域の振興におきましては、とりわけ観光振興の取組は大きなウエートを占めているものと認識しております。

県全体に係る観光プロモーションであったり、広域的な、先ほど申し上げた周遊ルート形成など、県全体の観光振興を担う観光部と、東紀州の地域資源に詳しい南部地域振興局をはじめ、地域の市町や地域のDMOがそれぞれの強みを生かしながら緊密に連携して、東紀州地域の観光振興に取り組んでまいります。

〔33番 谷川孝栄議員登壇〕

○33番（谷川孝栄） ありがとうございます。

いろいろ考えていただいているんだなと思って、ちょっと驚きました。ヘリコプターを活用した移動手段というのも、それは本当に画期的だと思います。すると、この地域からでも30分ぐらいで行けますのでありがたいなと思いますので、今後もその辺を進めていただきたいなと思うところです。

熊野市のほうでも、今年は熊野大花火大会が開催されます。熊野大花火大会、（パネルを示す）ポスターが先日出来上がってまいりましたので、ちょっと見ていただきたいと思います。この熊野大花火大会、フルの開催は4年ぶりになります。イベントを4年休むというと、やり方がちょっとなかなか伝授されていなかったり、段取りがちよっと違ったり、ボランティアの方たちは来てくれるんだけど、コロナ禍で、その間に銭湯がもう廃業されていて銭湯がゼロに今なっているんで、ボランティアの人たちの入るお風呂のことがちょっと課題だったりとか、あと、協賛金も集まりにくいということで、私も企業回りをさせていただくことになっているんですけども、また私が回っていった際には企業の皆様、御協賛よろしくお願

したいと思うところですが、花火を愛する皆様の御協力をお願いするところ
であります。

ぜひ県にも、県に直接イベントに関わってというのは難しい話ではあると
思うんですけども、ぜひボランティアでマンパワーなど御協力いただけた
らうれしいなと思っています。紀南地域活性化局は積極的に応援していただ
いておりますので、皆さん、お手伝いもいただけるということで今回伺って
おります。

また、木本高校のほうもボランティアとか、あと、グラウンドを駐車場に
貸していただけると、今回お話しさせていただきましたので、御協力をよろ
しくお願ひしたいと思ひます。

観光政策を進める上でいちばん大切なことは、地元の観光協会とか市町、
さっき言うていただきましたけれども、その連携を大切にしていきたい
というところがあります。観光部と観光地の顔のつながった、見える関係が、
効果が大きく現れるのではないかと思いますし、お互いの信頼関係で、例え
ば見えない関係ですと、県は何にもやってくれていないと言われることだ
つてあるかもしれないですけど、そういうことのないように、やはり顔の見え
る関係をつくっていただいて、連絡を密にしていきたいなと思ひます。

これはちょっと医療保健部のマターになるのかもしれないですけど、イベ
ントのとき、今各イベントが始まっておりますけれども、ブースでテントを
出して、何か出店するところがありますよね。すると、まだちょっと新型コ
ロナ対応なのか、テントの下の三方を塞げという指導があるんです。すると、
暑くて熱中症とか換気もよくないので、そのテントはぜひもう外側は取っ
てもいいように許可をしていただきたいなと思ひるところがあります。これ
から夏場にかけていろんな地域でイベントがあると思ひますけれども、その
出店者の熱中症とか換気がいいように、テントを三方塞がないでいいよう
な指導をしていただきたいな思ひところでございますので、よろしくお願ひ
します。

東紀州の観光については、私、委員会が総務地域連携交通常任委員会に

入っておりますので、熊野古道世界遺産登録20周年の話なんかもしたいんですけれども、それは委員会のほうでじっくりさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

ここまで、防災、観光と来ましたけれども、医療や経済活動も含め、その根幹を支えてくれているのが道路整備です。道路整備なんですけれども、今日私、（実物を示す）いつも要望のときにもこのバッジをしているんですが、紀伊半島を1周する高速道路の建設というのを、三重県、和歌山県ともに着々と進めていただいております。

資料を御覧ください。（パネルを示す）これは、近畿自動車道紀勢線の全体の路線図で、先ほどの石垣議員に負けないぐらい元気にやらないといけないんですが、もうちょっとで県南部のところ、全て事業化をしていただきましたので、今、着々と事業を進めていただいているところです。この資料は、国土交通省の紀勢国道事務所から出していただきました。

そして、一昨年には、（パネルを示す）熊野尾鷲道路Ⅱ期工事が完了し、供用開始されました。現在は、尾鷲南インターチェンジのところに、尾鷲防災拠点整備を行ってもらっています。トイレとか情報発信のところがあります。

そして、次の事業が、ちょっとこれは資料がないんですけれども、新宮紀宝道路です。新宮紀宝道路につきましては、熊野川河口大橋を含んで、来年秋の供用開始を目指していただいているところです。

来月の9日には新宮紀宝道路熊野川河口大橋連結を祝う会というのが開催されることが、先日発表されました。いよいよ1年後、和歌山県と三重県が高速道路で結ばれます。思えば、紀伊半島大水害から13年で悲願が達成ということになります。この水害から12年間本当にいろんなことがありました。もう本当に感無量なんですけど、熊野川河口に橋を架ける会の皆さんや地元の皆さんの継続した要望活動のたまものと、本当に心より感謝を申し上げます。

次の事業ですが、次は、こちら（パネルを示す）熊野道路です。今、終点地点となっている熊野市大泊町から熊野市久生屋町までの熊野道路です。鬼ヶ城トンネルと並行したこの熊野第1トンネルが抜けますと、紀伊半島の孤立化というのが解消されます。今、鬼ヶ城トンネルがもし何かで、崩落とかで通れなくなると紀伊半島は孤立化します。なので、この第1トンネルを早く抜いていただくことが、この紀伊半島全体の人の生活や命を守るということにつながってきます。

最後に、これ、一番長い地域ですけれども、（パネルを示す）紀宝町から熊野市までの間の紀宝熊野道路です。紀南病院からの二次救急搬送に大きく期待がされることです。

そこで、今、私は道路の事業を説明しただけなんですけれども、部長のほうから、近畿自動車道紀勢線のそれぞれの事業についての進捗状況と、それに関係する道路、周辺道路の整備状況について教えていただきたいと思いません。皆様はこの地図を見ながらお聞きいただくといいのかもしれませんが。じゃ、部長、お願いします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、近畿自動車道紀勢線と関連道路の進捗状況について、御答弁いたします。

近畿自動車道紀勢線の整備については、和歌山県のほう、北上する区間、そして熊野大泊インターチェンジから南下する区間と両方面から国の直轄事業で進めています。

和歌山県境からの新宮紀宝道路については、令和6年秋頃の開通に向けて、熊野川河口大橋の上部工事が順調に進んでおります。紀宝インターチェンジ、これはまだ仮称でございますが、こちらまでの工事が精力的に進められているところであります。

議員のお話にありましたけれども、来月の7月9日には、新宮紀宝道路熊野川河口大橋連結を祝う会を新宮市において予定しているところであります。三重県と和歌山県とが高速道路でつながるといふ地域の悲願があと一歩

というところに来ております。

次に、熊野大泊インターチェンジから南の熊野道路についてであります、こちらについては、令和3年に用地取得が全て完了しております。それで、先ほど議員から指摘のあったトンネルについて、当該道路で初めてになるトンネル工事ということになりますが、こちらについても着手しております、熊野市内各所において工事が着実に進められております。

これらの二つの道路を結ぶ紀宝熊野道路、こちらについてであります、こちら一番、これから進捗していく道路となっておりますけれども、地元の協力を得まして、熊野道路から御浜町志原にかけての用地取得、こちらのほうを順調に進めております。その先についても、用地取得に向けた準備を進めているところであります。昨年度の1月14日には、議員も出席していただきました中心くい打ち式が御浜町で開催されまして、用地取得に弾みがついたところであります。

県としては、引き続き近畿道紀勢線推進プロジェクトチームによる用地取得などで国直轄事業に協力しまして、一日も早い開通に貢献してまいります。

事業の推進に当たっては、地域の積極的な活動を通じ、具体的な必要性や整備効果を訴えて、早期整備に必要な予算をしっかりと確保することが重要であります。県としては、4月に国へ政策提言・要望活動を実施しまして、近畿自動車道紀勢線の早期整備について要望しております。また、今年度も和歌山県と合同で、近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会の開催や国への要望活動を検討しております。

引き続き、関係者と連携しながらあらゆる機会を捉えて近畿自動車道紀勢線の重要性を訴えて、必要な予算の確保、早期の全線開通に向け、取り組んでまいります。

次に、関連道路の整備についてでございます。

まず、新宮紀宝道路の紀宝南インターチェンジ、こちらも仮称でありますけれども、こちらへのアクセス道路についてであります、県道紀宝川瀬線の道路改良工事に鋭意取り組んでいるところであります。新宮紀宝道路の令

和6年秋頃の開通に合わせた供用に向けて、引き続き工事を進めてまいります。

また、紀宝熊野道路の御浜インターチェンジ、こちらも仮称でありますけれども、こちらへのアクセス道路について、御浜町の市街地や国道42号、紀南病院などへアクセスする町道紀南病院線と、防災拠点であるJ A伊勢統一選果場や寺谷総合公園などを連絡する県道御浜紀和線の整備を進めております。

これら町道紀南病院線と県道御浜紀和線の整備については、御浜インターチェンジの開通までに両路線が供用できるよう、引き続き御浜町と連携して事業を進めてまいります。

[33番 谷川孝栄議員登壇]

○33番（谷川孝栄） ありがとうございます。

アクセス道路の整備も、鵜殿のほうは先に進めていただかないといけないですし、御浜のほうはまだちょっと期間があると思いますので、順調に進めていただければと思います。

そして、先日の2日の大雨で、熊野インターチェンジ付近のオレンジロードってあるんですけど、県管轄のオレンジロード、皆さん分かりますかね。オレンジロードがあるんですけども、その有馬町山崎付近というところがまた冠水して、通行止めとなりました。熊野道路の完成に合わせて、オレンジロードの冠水する地域のかさ上げなども考えていただきたいと思うところですよ。

その周辺というのは、熊野スタジアムがあったり山崎運動公園があったり、市内外のスポーツの集客の場でもあります。熊野はスポーツ集客が多いものですから、この熊野スタジアム周辺に多くの方々が集まります。その前の道路が冠水して通行止めになるので、ここはどうか熊野道路の開通に合わせてかさ上げをちょっと考えていただけたらなと思いますので、併せてお願いしたいと思います。

この高速道路の事業を進めていただきながら、これはもう当然進め

ていつていただきたい、もちろんそうなんですけれども、その後、今ちょっと要望いただいているのが、七色ダムのところの新七色大橋とかそういうお話も出てきておりますので、また追って、その点については調べて御連絡をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次の質問に行きます。

出会い支援事業についてお伺いしたいと思います。

先日、6月3日に、松浦慶子女性局長率いる自由民主党三重県支部連合会女性局主催の講演会が、アスト津で開催されました。奈良県の棚橋美枝子先生の御講演をいただきまして、そこでも本当に目の覚める思いで聞かせていただいたのですが、結婚教育の大切さというのを教わりました。学校では教えない結婚についてのことなんですけれども、もちろん望む人に限りますが、結婚の昔と今、また男女の違い、つまり月経とか卵子と精子についての教育というのが足りないということで、親の影響もありますし、などなど、20代、30代の家庭を持ちたい方々の結婚、また、望む人が子どもを授かれるための支援。

今回、県は力を当然入れていただいている、みえ子どもまるごと支援パッケージに力を入れていただいております。国からの補正予算もまだまだ出てくると思いますので、これからもさらに事業が増えるのだと思っています。

しかし、若者はやっぱり経済力がどうしても低い。若者たちの賃金を、先ほどの知事の男性の育休の話のところでもありましたけれども、若い人たちの所得をアップしていくという施策も大切だと思っています。仕事以外になかなか出会いの場がないことも事実であります。若者が希望の持てる社会にしていかないと、強く私たちも思っているところであります。

その棚橋先生の講演の中で、生きた予算の使い方として、今やる子ども政策とか人口減少対策とか、そういうのを持続可能にするというのは、やはりその出会いサポートの地域のボランティアの人材育成というのが有効である。これ、もし予算がなくなった場合でも、その地域の人たちにその教育という

か知恵があれば、それはもうどんどん動いていっていただけるので、それはたとえ予算が、切れてはいけないんだけど、もし切れた場合でも生きて持続可能に、それが各市町で活動していただけるのではないかと御意見がありました。

そこで、今、県が進めている出会い支援事業がどのようなものなのかを御説明いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 出会い支援について、地域住民を巻き込んでどう持続可能な取組にしていくか、県の取組についてお答えします。

県では平成26年12月に、みえ出逢いサポートセンターを設置し、結婚を希望する方への相談支援であるとか、市町と連携した出会いイベントの実施などに取り組んできております。イベントは、出会いの機会の創出に効果的である一方、イベントでカップルになられた方からは、その後の交際がなかなか進展しないというような相談も寄せられていました。

このため、今年度は新たに、地域住民がボランティアで結婚を希望する方同士のマッチングを行うみえの縁むすび地域サポーターの養成に取り組むこととしております。募集につきましては、さきの5月31日から募集を開始しておりまして、応募された方を対象に、7月下旬から県内5地域で養成講座を実施していきたいと考えています。

みえの縁むすび地域サポーターには、他のサポーターと情報交換しながら、1対1のマッチングを実施していただくとともに、担当するマッチング希望者に対する事前のアドバイスであるとか、カップルになった後の相談に応じるなど、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を担っていただけたらと期待しているところでございます。

また、令和5年度から、みえ出逢いサポートセンター、これは四日市市にあるんですけど、そのサテライト拠点を南勢地域に新設し、相談体制を強化するとともに、県内3地域ごとに専属のコンシェルジュを配置し、市町と連携して実施する出会いイベントの回数や内容を充実させるとともに、地域

と密接につながりながら出会いの支援を進めていく体制を整えたところでございます。

この連携体制の下、コンシェルジュがみえの縁むすび地域サポーターの発掘から養成、活動時の支援まで一貫して携わることで、地域における出会い支援の核となる人材の養成を進めていきたいと考えています。

県としては、みえの縁むすび地域サポーターの人材育成が進み、市町をはじめとする地域の皆さんと連携した多彩な出会い支援の活動が広がることで、多くの方の結婚の希望がかなうよう取組を進めてまいります。

[33番 谷川孝栄議員登壇]

○33番（谷川孝栄） ありがとうございます。

これ、資料を御覧ください。（パネルを示す）このみえの縁むすび地域サポーター募集ということではいただいている事業ですね。これ、養成講座のほうですが、手元の資料にあるのは、北勢地域が8月26日に四日市勤労者市民交流センターですね。中勢が8月18日に津リージョンプラザ、南勢が伊勢庁舎、南勢は7月22日です。伊賀・名張が8月26日に名張市勤労者福祉会館、東紀州が9月2日と3日に熊野庁舎の5階ですということで、2日間に及ぶ養成講座をしていただけるということです。ありがとうございます。

先日、熊野市の市議会議員の有志の皆さんと人口減少対策の勉強に、こども家庭庁や内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議の担当の方にお会いして、お話を伺ってきました。

少子化対策として地域アプローチによる少子化対策、いわゆる各地方公共団体が結婚、出産、子育てに関わる地域ごとの課題を明確化し、オーダーメイド型の少子化対策の取組を分野横断的に展開していくとのことでした。

なので、ぜひ三重県も早めに地域別の課題抽出をさせていただいて、結婚や出産を望む方々の支援を引き続きお願いしたいと思います。

しかし、その上で、このみえの縁むすび地域サポーターが結婚後も相談に乗り、地域で若い家族をサポートできる優しい関係づくりを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、出会いの世代ですけれども、少子化対策だけでなく、例えば50代、60代、70代の独身の方々も、将来の孤独、孤立をなくすために、そちらの出会い事業も同時に支援していくことも必要だと思いますし、棚橋先生もそうおっしゃっておりました。そういう方向でも、事業としては別ですけれども、そういうマッチングというのは今後必要になってくるのかなと思います。

いずれも、その地域でボランティアの方々に託すことになるので、いよいよおせっかいなおばちゃんの出番のときとなりますので、力の見せどころなので、私もその一員となって、おせっかいなおばちゃんの一員になりたいと思います。今日はおせっかいなおばちゃんになれる人が多分傍聴に来ていただいている方にもいるのではないかと思います。地域を挙げて、踏み込み過ぎないように気をつけながら、優しい関係をつくっていきたいと思います。ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、産業用大麻のこれからについてお聞きしたいと思います。

昨年度の2月の、中嶋年規議員の一般質問の続きというか一部になる感じなんですけれども、三重県議会は、皆さん御存じのとおり、令和3年3月23日に、日本の伝統文化の保存のための「精麻」の維持継承についての請願及び国への意見書を全会一致で採択・可決いたしました。

このことを皮切りに国での勉強会が進み、知事の英断もあり、現在、有害成分が多いか少ないかに着目したものに大麻取締法を改正していただく方向で、国のほうも進んでいると聞いております。

その免許は都道府県の事務であり、現在、三重大学がその研究に乗り出してきてくれています。また、明和町のほうでも、町を挙げて生産が始まると聞いております。

これまで繊維を活用するための大麻と乱用につながる大麻とでは薬理成分の含有量が大きく異なるにもかかわらず、同じように厳しく規制されておりましたが、県は、令和4年7月にこの指導要領を見事に変更し、県庁内のワーキングも重ねていただき、産業として成り立っていくように指導要領を改定していただきました。

三重県がどこよりも先に大麻生産に、四苦八苦しなながら取り組んでこられました。でもここに来て、他県に先を追い越されそうな気配が漂ってまいりました。北海道ですが、北海道は特に前から研究されていて、北海道議会産業用ヘンプ推進研究会から数名、三重県のほうにも、前回調査に来られました。産業として確立し、継続していけることの大きなチャンスとして、他県も研究を進め出しました。

先日5月26日に、第2回ヘンプの活用に関する勉強会が衆議院第一議員会館の地下でありました。第3回は、自動車産業の勉強会となります。いよいよ自動車関連企業も乗り出して研究を始めているところでもあります。

知事は、中嶋議員の産業用大麻の質問に対して、先手先手で様々な対応をしていきたいと思っておりますと御答弁をなさっております。産業用大麻のこれからの展開として、雇用経済部としてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 産業用大麻について、国で規制緩和に向けた検討が進められている中、産業分野における県の対応について御答弁申し上げます。

まず、最初にですけれども、様々な植物由来の素材の活用でございますが、カーボンニュートラル社会の実現が求められる中、様々な植物由来の素材については、繊維のほか、バイオエタノールやバイオプラスチック等への活用が見込まれ、自動車の内装部品や強化プラスチック等では実用化も進んでおり、脱炭素化に向けたチャンスと捉えておるところでございます。

産業用大麻でございますが、一般的な木と比較して単位面積当たりの二酸化炭素吸収量が5倍程度と高く、環境面での貢献や丈夫かつ軽量の繊維としての素材面での利点などから注目が集まっておりますが、主に欧州でございますが、自動車の内装材など、様々な用途で幅広く利用がされ始めているところでございます。

今後でございますが、産業用大麻の活用の規制緩和が進展した場合でござ

いますが、県におきましては、例えば工業研究所による技術相談や依頼試験などの技術面のサポート、また、三重県産業支援センターのよろず支援拠点等と連携した経営上の相談対応など、環境や社会への配慮に前向きに取り組む事業者のニーズに応じて、多方面からの支援に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

〔33番 谷川孝栄議員登壇〕

○33番（谷川孝栄） ありがとうございます。

実は、そのTHC成分の少ない外国の種子を輸入しようとする、1ミリグラム／ミリリットル、50万円かかるそうです。なので、国産の低THC成分の種子を三重大学がもし開発すれば、これ、すばらしく有益な産業となりますし、農林水産部にこの間相談をしたら、10年はかかるんじゃないかというようなこともおっしゃっていましたが、なおさら、それなら早く国産種子の開発に取り組むべきだと思います。アメリカはこれの開発費、ヘンプに関する開発費に24億ドル、もう、すぐ投資されているとのこと。ぜひ国産で、しかも三重県産の種子の開発に予算をつけていただきたいと思うところでもあります。

次の臨時国会で大麻取締法の改正が成立しましたら、今日は仮定の話ばかりですので、また成立しましたら、その後質問させていただきたいと思います。

そうしたら本日は、防災、観光、道路、出会い支援、産業用大麻について質問させていただきました。三重県民の命と暮らしを守るため、これからも是々非々で頑張ってまいります。

傍聴に来ていただきました熊野市南郡や津市内の方々、また、テレビやネットで御視聴いただきました皆様には感謝申し上げ、質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（杉本熊野） 暫時休憩いたします。

午後 2 時11分休憩

午後 2 時20分開議

開 議

○副議長（杉本熊野） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（杉本熊野） 県政に対する質問を継続いたします。20番 山内道明議員。

〔20番 山内道明議員登壇・拍手〕

○20番（山内道明） こんにちは。

公明党、四日市市選挙区選出の山内道明でございます。

改選後、初めての一般質問となっております。3期目になります。改めて、この立場をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、世界が注目する中G7広島サミットが開催され、来週にはいよいよ交通大臣会合が三重の地で開催されます。これまでの準備も含めて、開催中、安全・安心の運営を何とぞよろしく願います。

人間の安全保障に基づく平和政策との視点から、2020年11月定例会議におきまして一般質問させていただいております。改めて今回のサミットで、人間の安全保障の在り方について、さきの外務大臣会合で議論されております。

国家の安全だけでなく、人間を恐怖と欠乏から守る人間の安全保障の考えが誕生してから約30年、国連は今、気候変動、エネルギー問題、貧困、紛争が複雑に絡み合う現代の課題に対し、世界が連帯して立ち向かうように訴えています。

昨年2月に国連開発計画が発表した特別報告書では、世界が抱える困難を

乗り越えるためには、これまでどおりの脆弱な立場の人々の主体性を尊重した保護と能力強化のためだけの支援では不十分であり、全ての人間が行為主体性を発揮して連帯を進めることが不可欠であると訴えております。

報告書では、行為主体性について、個人的な選択や集団的な意思決定に際して、自分の幸福の増進に関わるかどうかは後回しにしても、一定の社会的な価値観を掲げ、しっかりその推進にコミットメントし、行動を取る当事者としての能力と説明しています。

このような考え方は、例えばSDGsは共通の目標を掲げつつ、その手段はそれぞれの国や人々に委ね、その行動を外からの圧力ではなく、内からの発露によって促すものであり、政治だけでは解決の難しい問題を国際協調という連帯で立ち向かおうとしています。さらには、エンパワーメントを促していこうという取組です。この手法は国際的課題にとどまらず、その縮図である県政課題に対しても重要です。

そこで、知事に質問です。

地域社会の課題を乗り越えていくために、連帯と行為主体性を重視し、県民の力を結集していけるような土壌をつくっていくため、今後、県政運営の中で特に県職員の力を発揮、開放するための人材育成が必要だと考えますが、知事の御所見をお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 三重県政を実施するに当たって、その力の根源というのももちろん県民の皆さんの要望でもありますし、そして、県民の皆さんを幸せにしたいと思う県庁職員の気持ちであると思っております。

議員御指摘のように、県職員の人材育成というのはとっても大事なことであると思います。以前、この場で私はお答えさせていただきましたけど、県庁というのは、三重県にとって重要なシンクタンクであるということを申し上げました。

実はこの言葉は、私が大臣秘書官をしていましたときに、冬柴元大臣から教えていただいた言葉であります。国の役人というのは、日本国にとって重

要なシンクタンクである。私も同じ思いを持っているところでございます。

議員から御指摘いただきました人間の安全保障、これは外務大臣会合でもお話もありましたし、そして、広島サミットの首脳声明でも確認されているところでございますが、行為主体性、自らのことではなくてもしっかりと対応していく、これはSDGs、議員からも御指摘いただきました、人口減少もそうやと思います。それから、防災もそうであります。防災も、自分のところの地域だけではなくて、三重県の、あるいは日本のあらゆる地域に関して興味を持ち、そしてそれの対応をやっていくということ。

先ほど防災計画についての御発言が議員からございまして、私どもは決して私の指示で防災計画を遅らせているということはないということは申し上げたいと思いますが、常に三重県の安全を考えてしっかりとやっていくということが重要であると考えております。

また、連帯、新型コロナで、ともすれば人と人との絆ということが失われつつあると言われております。連帯も非常に重要であると思います。私は、三重県の人たちは、協調性、連帯というのは力を持っておられますし、そこはかなり特性があるところであると思います。ただ、今のままでいいということではなくて、さらに連帯が進むように、それを割らないようにどういうふうにやっていくのかというのが重要であると思っています。

三重県の中では、令和2年に三重県職員人づくり基本方針というのをつくっております。これに基づいて若い人の養成というのをやらせていただいておりますが、時代は変わっていきます。不確実な時代で対応能力を上げていくこと、適応能力を上げていくこと、そして、外部からのストレス、これはかなりのものがございます。しかし、それに負けることなく、ストレス耐性を若い人たちにも発揮してもらい、それが重要であるというふうに思っております。現在、この基本方針の改定を考えているところでございます。

そのときには、連帯とか行為主体性、エンパワーメント、これらの能力強化ですね、そういう言葉を使うかどうかは別にしまして、そういった意図を盛り込んで改定していきたいと、議員の御指摘も非常に重く受け止めさせて

いただきたいと思っているところでございます。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） ありがとうございます。

しっかりと知事の思いを含めて、答えていただいたとっております。私も日頃から県職員の皆さんとお付き合いさせていただいている中で、非常に皆さん優秀だと感じますし、頭だけではなく、人格的にも素晴らしい方もたくさんいらっしゃいます。

ぜひ人材育成していただいて、さらに力をつけていただいて、皆さんが持っている力をフルに発揮していただいて、一番得をするのは、知事のおっしゃるとおり県民の皆さんであって、喜んでいただけるのも県民の皆さんでありますので、そういった職員の皆さんの仕事ぶりですとか意識が県民に伝わっていったときに、本当に三重県民らしい連帯が生まれてくると思いますので、しっかりと期待させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

ひきこもり支援についてです。令和4年3月に、三重県ひきこもり支援推進計画が策定され1年が経過いたしました。計画の前文には知事のほうから、つながりを大切にする継続的な支援に取り組むとあり、全面的に賛同するものです。

私自身、周囲の人材と共に20代の頃から約15年にわたり、徹してアウトリーチ、訪問活動を繰り返してまいりました。今の立場ではなく、一市民としてです。ひきこもりの方にかかわらず、広く中学生ぐらいから30代の青年世代に対してです。当時は民間で働いておりましたので、活動時間は主に19時から21時頃まで、そして土日、祝日が中心でありました。

活動を始めるに当たりまして、先輩から教えてもらったエピソードが今でも忘れられません。ある先輩は必ず相手の誕生日に、缶コーヒーを片手に「誕生日おめでとう」と訪問をしてきたそうです。そうしたら、いつの頃からか玄関先で話ができるようになり、一緒に外出できるようになったんだと。

なるほどと、私も実践させていただきました。缶コーヒーは実際には経済的で一番お手頃でありました。

また、ある先輩は、必ず毎月同じ曜日、同じ時間に訪問し、置き手紙を置き続けてきたそうです。もちろん、相手が読んでくれているかどうかは定かではありません。ところがある日、先輩自身が体調を崩して置き手紙をできなかったことがあったそうですが、翌月訪問した際、逆に相手から、先月は来てもらえなかったのが心配しておりました、そんなふうに言われたそうです。

この二つのエピソードは、常任委員会でも紹介させていただいたかもしれませんが、私は当時非常に感動しましたし、自分が活動していくに当たって非常に励みにもなりました。

ひきこもりにおける支援とは、誰も置き去りにしない社会の実現を目指し続けるプロセスであり、その状態であると思います。その状態が、まさしく当事者にとっては社会における命脈であり、このプロセスに、どれだけ多くの人材と共に取り組んでいくことができるかが重要であると考えます。

本日はこの視点で質問させていただきます。

内閣府の調査結果から単純推計すると、県内には約1.6万人の方がひきこもりの状態にあるとされます。その上で、県独自の民生委員、児童委員へのアンケート調査では、1270名の方がひきこもり状態にあることが明らかになっております。

そこで、一つ目の質問です。

県内のひきこもり当事者の現状と支援について、お伺いします。特にエピソードなどがあれば、教えていただきたいと思います。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 三重県ひきこもり支援推進計画ができて1年がたって、その取組の現状であるとか、当事者の現状についてお答えしたいと思います。

県では、新しくつくった計画に基づきまして、市町や関係機関、関係団体

と連携して取組を進めてきていますが、支援に携わる者の共通した悩みとして、議員からもあったように、ひきこもり当事者がなかなか希望しないために、直接会うことが非常に難しいという課題を抱えております。

そうした状況を踏まえ、ひきこもり当事者やその家族とつながるきっかけを少しでも持つためには、相談窓口での待ちの姿勢ではなく、支援者側から積極的なアプローチが必要であると考えております。

そのため、県では取組の一つとして、当事者やその家族に対して積極的に情報発信を行う、情報を届けるアウトリーチ支援に取り組んでいるところであります。具体的には、相談支援に関する情報を必要なときに適切に得られるよう、SNSを活用し、相談支援機関の取組やイベント情報等を定期的に配信しております。

また、ひきこもり当事者やその家族の人の全面的な協力の下、昨年、ひきこもり支援に関する情報を分かりやすくまとめたひきこもり支援ハンドブックを作成し、相談窓口であるとかコンビニエンスストア等で広く配布しているところでございます。

一方、ひきこもり当事者や家族との直接のつながりを確保するため、生活困窮の相談窓口である三重県生活相談支援センターにアウトリーチ支援員を2名配置し、訪問型による相談支援の充実にも取り組んでおります。アウトリーチ支援員がひきこもり当事者本人とつながるためには、関係機関と連携し、長い時間をかけて地道に信頼関係を築き上げることが何より大切であります。

そうした取組の結果、中には、地元の社会福祉協議会や民生委員と協力して、当事者の家族である高齢の母親との面談や相談対応を継続的に重ねる中で、母親が急に入院することになったときに当事者本人との面談が初めて実現し、その後、地域での社会参加につながったというようなケースも出てきております。

こうした取組を通じて、市町の相談窓口をはじめとする相談支援機関においては、令和4年度の新規相談件数が約1300件となっております。また、県

のアウトリーチ支援員による面談や訪問等の延べ支援回数も、令和3年度の169件から令和4年度は237件へと増加してきております。

今後とも、市町をはじめとする関係機関と連携し、ひきこもり当事者やその御家族に対する積極的な情報発信や、当事者へのアプローチが直ちに難しい場合でも、その家族に寄り添い続けるなど、当事者や家族とのつながりを大切にした支援を今後も続けていきたいと思っております。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） ありがとうございます。

情報をしっかり届けていただく、また、ハンドブックを作成いただくというところで、新規の相談件数のほうも約1300件ということで、今お聞かせいただきました。1270名の方がこの状態にあるということが明らかになっていると県の調査でありまして、ほぼほぼそこにイコールということでありまして、まずけれども、まさしく直接的な支援はなかなか難しい中であって、まずはつながっていく、そういった姿勢が非常に大事だと思いますので、この相談件数は非常に重要だと思っております。

その上で、先ほど部長からありました支援を望まない人に関して、やっぱりある程度想定されておりまして、一定程度いらっしゃるということでありまして。ひきこもり状態にある方が自らSOSを発するケースは少ないことを考えると、本当にまだまだ氷山の一角なんだと思います。ゆえにそこへのアプローチは非常に重要でありますし、これから避けて通ることはできないと思っております。

ここで、少し紹介させていただきます。

ひきこもりから自立された経験のある方は、例えば次のようにおっしゃっております。「ひきこもりという状態は固定的なものではなく、当事者の心は常に変化している。誰にも会いたくない、話もしたくないと思っているときもあれば、このままじゃまずい、何とかしなければと思っていることもあるんです。ゆえに、相手の反応がなかったとしても、家族を含めて声をかけ続けていくことが大切だ。」

先ほど部長のエピソードの中にもありまして、お母さんにそういった事態が発生し、初めて息子さんと対面できたというエピソードをいただきました。

実は、私も断られても何かと理由をつくって訪問してきた経験があります。非常に険悪な雰囲気になって、失礼しましたと潔く帰ってきたことも何度も実はありました。今日が駄目だったら、また今度と、その人のまた友人とかつながりをたどって、1人ではなく一緒に同行していただいた、そういった経験もあります。実際には、それでも難しいケースが多い。しかしながら、何回足を運んだか、アプローチしたか、その数はうそをつきませんし、全て足し算だと思って私も活動してまいりました。

県として、今後、推計1.6万人とされている中で、まだまだ支援の輪を拡大していく必要があるかと思いますが、市町と連携をしながら、より実践的で効果のある取組を探っていく必要があると思います。人材の数はこれからますます必要です。

そこで、二つ目の質問です。

三重県ひきこもり支援推進計画の中には、人材の確保に向けてひきこもりサポーター制度の創設を検討しているとの記述がございます。ひきこもりサポーター制度についてどのように考えているか、教えてください。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） ひきこもりサポーター制度の創設に向けてどのように取り組んでいくのかということにお答えします。

ひきこもりに至る原因やきっかけは多種多様であり、不登校であったりとか進学や就職の失敗、人間関係の悩みなど様々な事情が関係しており、複雑化・複合化し、長期化、高齢化等の課題を抱えております。

こうした課題を解決していくためには、ひきこもり支援の裾野を広げ、多様な担い手を育成・確保し、支援体制の充実を図っていく必要があると考えております。

県では、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進める中で、当事者や家族を見守り、伴走する地域の理解者を増やしていくため、

ひきこもりサポーター制度の検討を行ってきたところでございます。

令和4年度については、他県の先進事例の調査を行うとともに、市町、社会福祉協議会等の職員で構成するひきこもり支援連携調整会議を県内の3圏域で開催し、ひきこもりサポーター制度について意見交換を行ってきました。

ひきこもりサポーター制度については、先行事例や意見交換から、制度の目的であるとかひきこもりサポーターの役割、運用方法等をしっかり整理していく必要があると考えております。

また、県内においても既に制度が立ち上がっている市町があるほか、令和5年度は新たにひきこもりサポーターを養成する市町も出てきていることから、県と市町との役割分担も踏まえ、実効性、継続性のある制度に向けて引き続き検討を深めていきたいと考えております。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） ありがとうございます。

ぜひ市町と連携をしてひきこもりサポーターづくり、力を注いでいただきたいと思えます。

市町は支援の最前線でございますので、県よりもさらに人材像が見えていると思っております。ぜひその目線に立って、制度設計していただきたいと思っております。

ここで一つ紹介をさせていただきたいんですが、コモン・マンという考え方です。調べていただくと、何の肩書もないとか、ごく普通で一般の人とされています。一部のエリートや専門家が社会を設計するのではなく、多様な文化や背景を持ったごく普通で一般の人が社会に参画し、民主主義の担い手になっていくという考え方が込められています。

多様な人々が助け合う社会を創造していくという民主主義の理念の規定には、ごく普通の人への信頼、人間性の持つ可能性への信頼があるとされております。

三重県ひきこもり支援推進計画を策定する県として、まさしく県民の持つ力、その可能性への信頼を持っていただくとともに、その力を発揮できる仕

組みの構築、また、既に存在する仕組みや多くの自発的な活動家、そういったところと連携を図っていく中で、政治だけでは解決が難しいこのひきこもりという課題に対して、連帯で取り組んでいただきたいと思います。

今思えば、かつての私は相手に会える状況にまでは行きましたけれども、その先の支援とか行政とつながるすべもなければ、そこまでの考えがございませんでした。ぜひこういったところとつながってほしいと思います。

知事の前文にありますように、ひきこもりは特別なものではなく誰にでも起こり得るものであります。よって、支援する側とされる側という一方通行の関係ではなく、助けたり助けられたりしながら共に悩み、成長し、幸せの軌道に入っていくという双方向の関係性が重要であると思っています。

当事者が変化していく過程での手応えとか、ひきこもりから一步前進したときの当事者のみならず、家族の喜び、これは計り知れません。何ものにも代え難い双方向性の経験です。当事者の数だけそういったエピソードやストーリーが生まれてまいりますので、そういったエピソードは必ず推進力に変わっていくと思っています。

ぜひ、県のほうでひきこもりサポーターをはじめとする関係者、また、人材の連帯を通じて、誰も置き去りにしない社会の実現に向けて、やりがいを持って取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に入ります。

昨年、令和4年度に、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の見直しが行われ、今年度から第5次推進計画がスタートしました。

今回、改選におきまして、多くの方からヘルプマークのさらなる周知、活用、また、バリアフリートイレの情報提供の充実、さらにはインクルーシブ遊具の設置の推進、また、おもいやり駐車場の区画の増と不適正利用、いわゆるマナー違反への対策など、ユニバーサルデザインの推進に関わる声をたくさんいただきました。本日は、その中からインクルーシブ遊具とおもいやり駐車場について質問させていただきます。

まず、インクルーシブ遊具とは、体に障がいがある子もない子も一緒になって遊ぶことができる遊具のことです。転倒してもけがをしにくいクッション性に優れた地面や、車椅子のまま利用や乗り移りすることができる遊具など、たくさん種類があります。

検索すると出てまいります、本日はこちらを紹介させていただきます。(パネルを示す) こちらは子ども用の回転遊具で、オムニスピナーという遊具だそうです。回転スピードが緩やかで内向きに座るため、子どもの表情を常に確認しながら遊ぶことができる、車椅子から乗り移りしやすいように低く設計されておりまして、地面はゴムチップ製の舗装となっております。これは、この春、伊勢市の朝熊山麓公園に設置されたもので、障がい者を持つお母さんを中心とする団体の熱心な活動が実った結果です。

これまでワークショップを開いたり、学校の授業で公園づくりの意見交換を通じて、インクルーシブという考え方、こちらも併せて啓発いただいているそうです。

全国的にもまだそんなに多くない遊具ではありますが、伊勢市のお母さんからは、三重県内でも普及をという声もいただいております。地元四日市市でも、放課後等デイサービスの職員の方々から、子どもたちが安心して遊べるインクルーシブ遊具、近場の公園にぜひ設置してほしい、そういう声もいただいたところです。

第5次ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画でも、ユニバーサルデザインに配慮した遊具設置の推進が記述されておりますが、今後どのように取り組んでいくのか教えてください。

続けて、おもいやり駐車場についてです。

令和5年度から、妊産婦のおもいやり駐車場の利用期間延長をしていただきました。多くのお母さんから喜びの声を私のほうへもいただいております。全国初の取組でもあります。

この延長に伴い利用者数の増加が見込まれますが、このおもいやり駐車場の区画の確保を一層進めるためにどのような取組を行っていくのか。さらに

は、不適正な利用、いわゆるマナー違反への対応にも声をいただいております。併せて検討してほしい、そういった切実な声をいただいておりますので、併せて御答弁をお願いします。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 質問のあったインクルーシブ遊具についてどのように設置を促進していくのか、また、おもいやり駐車場の区画の増設であるとか利用マナーの向上にどう取り組んでいくか、2点にお答えしたいと思います。

インクルーシブ遊具は、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが一緒に遊ぶことのできる遊具であります。遊びを通じてお互いを自然に理解し、共に生きる心が育まれると考えております。非常に有用なものとも思っております。

県としても、令和5年3月に策定した第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画において、新たな取組の一つとしてインクルーシブ遊具の設置促進を掲げているところでございます。

県内の公園でも、御紹介のあった伊勢市の朝熊山麓公園のところですけど、私も開所式典に行かせてもうてきたんですけど、障がいのある子どもも本当にみんな楽しそうに遊んでいる姿を間近で見させてもらいました。

県としては、今後、県内外の整備事例を積極的に収集し、市町の公園整備担当者等に情報提供を行うとともに、県のホームページ等でも広く情報発信していきたいと考えております。

続きまして、おもいやり駐車場の区画増に向けた取組でございます。

おもいやり駐車場の設置については、新たに整備される施設に設置を依頼してきたところですけど、令和3年からは車椅子利用者向けの幅が広い駐車場に加えまして、出入口に近い通常幅の駐車区画についてももう一つ登録してくれないかということで、プラスワンキャンペーンという形で区画の増設をお願いしております。

さらに、議員がおっしゃったように、妊産婦の利用期間延長に合わせて

ちょうどお願いしていく絶好の機会であるということで、特に希望の多い商業施設であるとか医療機関、それを直接訪問して、区画増に向けた取組を強化しているところでございます。

こうした取組によりまして、県内のおもいやり駐車場は、令和3年度、新たに66区画、令和4年度は80区画増えて、現在、合計で4574区画となっているところでございます。

利用マナーにつきましては、これまでも店頭での啓発などを実施するとともに、駐車場管理者に対して、利用証を掲げずに駐車している車のワイパーに、啓発チラシを挟み込んでもらうなどの対応をお願いしてきたところです。

また、制度を利用される方には、利用証の取得時に幅が広い駐車区画については、乗降時にドアを全開にする必要がある車椅子であるとか双子用の幅の広いベビーカー、そういう使用者のためにできる限り譲っていただくよう、チラシも渡してお願いしているところでございます。

今後とも、誰もが自由に行動し、安全で快適に生活ができるユニバーサルデザインのまちづくりに向けて取組をしっかりと進めていきます。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

部長が開所式に来ていただいて、大変喜んでいるという声もお伺いしております。

県のほうは、都市公園の管轄を県土整備部でしていただいております、来年度、聞くところによると指定管理者からの提案で、鈴鹿青少年の森のほうにこのインクルーシブ遊具を設置していきたいという要望が上がってきていると伺っておりますので、ぜひ都市公園のほうでも展開いただきたいと思いますと思っております。

また、今回紹介の伊勢市は、公園を造るプロセスからみんなの声をしっかりと大切にしてきたそうで、計画、設計段階からの当事者、関係者の参加を推進してまいりましたということでありましたので、今後こういったところも併せて推進いただきたいと思います。

おもいやり駐車場につきまして、プラスワンキャンペーンでしっかりと区画を確保していくというところと、マナー違反の理由、こちらは制度を知った上で意図的なケースもあるかと思いますが、まだまだ制度を知らないことによるものもあると思っております。ぜひ丁寧に進めていただきまして、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（杉本熊野） 7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 皆さん、こんにちは。津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

本日は、初めて一般質問の機会をいただきました。この間、皆様に見守られながら様々な初仕事を経験してきました。選挙では、政治を一部の人のためだけのものにしない、そして、女性や若者をはじめ県民の皆さんの声を政治に届けることや、あらゆる差別がなく、誰もが大切にされる三重県をつくるために働きますと誓い、この場に送っていただきました。与えられた任務をしっかりと果たしていきたいと考えております。30分間ですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、早速ですけれども、通告に従い一つ目の質問をいたします。

知事にお伺いいたします。リニア中央新幹線建設におけるリスクと、三重県リニア基本戦略の策定についてでございます。

4月、JR東海の副社長が、名古屋より西側、大阪までのアセスメントを今年度やることは考えていないと明らかにしました。JR東海も有価証券報告書総覧にて様々なリスクを把握しているということが明らかになってきておりますが、例えば、難工事その他による工事遅延、完成時期の遅れや、人口減少による収入減、訴訟の提起などが示されております。

このように、リニア中央新幹線建設におけるリスクが分かっている中、三重県リニア基本戦略の策定をするということを伺いましたけれども、そこ

で、このようなリスクをどのように中身に反映させていく御予定なのか、あるいは反映せずに2027年開業予定をこのまま目指されるという姿勢なのか、伺いたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） リニア中央新幹線につきましては、これまでこの場でもいろいろ御説明させていただいているところでございます。先日も、東京で5月31日だったと記憶しておりますけれども、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会がございました。

多くの知事が集まりまして、自らの県の発展のために高速鉄道であるリニア中央新幹線を使っていきたい、したがって、一日も早いリニア中央新幹線の開業を望んでいるという話がございました。私もそういう話をしてまいりました。県民のことを考えれば、当然だと思っております。

JR東海が、副社長の会見でお話がありました。その後、社長がそれについて会見されていて、計画段階環境配慮書につきましては今年度中に作成することは難しいということはおっしゃられますけれども、しかし環境影響評価については、早期に進めていくとおっしゃってられるところであります。

昨日、原案が提示されました。いわゆる骨太の方針、経済財政運営と改革の基本方針2023でございますが、そこにおきましても、建設主体が本年から名古屋―大阪間の環境影響評価に着手できるよう、沿線自治体と連携して必要な指導、支援を行うということが明確に書かれているわけでございます。

これは、三重県を訪れていただいた岸田首相からも、私も同様の趣旨の話をお聞いているわけございまして、そういう意味ではリニア中央新幹線を着実に進めていくということが必要であろうと。

現在、議員から御指摘いただいた静岡工区、ここの工事が遅れているという話もございました。ただ、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会は静岡県知事も入っておられまして、スケジュールどおり進めていきたいんだと、一刻も早く完成させたいんだという静岡県知事の言葉もございましたので、こ

れから協力しながら進めていくことになると思います。

その上で、御質問いただいた三重県リニア基本戦略につきましても、リニア中央新幹線が来たときの有用性、利便性、これをしっかりと書いていく、また、課題があれば、その課題についても検討し、それに対応していくということを述べていくものであると思っております。

江戸時代は、三重県には日本各地から多くの人が伊勢神宮に集まってまいりました。残念ながら、高度経済成長期に名神高速道路と、そして新幹線が三重県を通っておりません。私も東京で勤務しておりましたが、東京で生活をしている人は、三重県、遠いんと違うんかということを言われます。いや、そんなことないんですよ、この間東京の学生が来られたので話しましたが、皆さん来られて分かるでしょう、三重県、そんな遠くないでしょう、名古屋から桑名、四日市、そんな遠くないじゃないですかと。また、南に行くに当たっても、ちゃんと鉄道が通っていますし、時間、そんなにかかかないでしょうって言ったら、実際に来たらそうだねとされています。

もしリニア中央新幹線の駅が、もしというか今後ですけど、リニア中央新幹線の駅ができることになっていますけど、三重県に駅ができれば、東京から来るときも大阪から来るときも、そんなに遠くないと言ってもらえるんだと思います。三重県の発展には、必要なものだと考えております。いろんな方の御意見を聞きながら、進めていきたいと思っております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） ありがとうございます。

三重県の発展を願って、建設ありきで進めていくということを伺いました。先ほども触れられましたように、静岡県のところでは水問題が解決されておらず、地元住民からも反対の声が大きいらかなか進んでいけないというのは一つあると思います。

ところで、先日の代表質問の答弁の中で知事はこうおっしゃったんですけど、「故郷」という歌を聞き涙を流しましたと。山は青き、水は清きというところでふるさとの景色が浮かんだとおっしゃっておりました。私も「故郷」

の歌、すごいきれいな歌だなと思います。私にとっては、出身の菰野町の豊かな山や川の景色が浮かびます。

ですけれども、リニア中央新幹線の建設というものは、地下を掘って環境を壊します。加えて、開業してもその採算が合うかどうか分からなくなってきましたよね。というか、残土の問題や大井川のこと、実際に問題が名古屋より東側で起こっております。リニア中央新幹線計画自体の本質は、青き山、清き水、そしてふるさとを破壊していくものなのではないでしょうか。建設予定地域の住民たちや私は、だからこそ反対しています。

このまま、リスクを抱えたまま建設ありきで突き進んでいくのは、あまりにも危険だと思います。危険な道は、引き返せるうちにやめておいたほうがいいんじゃないかと思います。

三重県リニア基本戦略の次には、より具体的なリニア実行計画をつくるということを伺いましたけれども、そこでやっぱり鑑みられるべきは、ふるさとを壊す一步一步を進んでいくかどうかだと思います。

リニア中央新幹線建設での環境破壊の危険性をぜひ肝に銘じていただいて、美しい三重のふるさとを次の世代に残すために、守っていく方向で今後の方針を考えていただきたいと思っております。

続いて、二つ目の質問をさせていただきます。

地域公共交通の拡充と学生・若者のニーズについてです。

資料の図表1を皆様、御覧ください。（パネルを示す）今年の令和5年1月、2月にみえ県民1万人アンケートが実施されて、先日、その報告書が発表されました。14項目の生活の満足度という設問がありまして、その14項目の中で最も県民に満足されていない項目が、移動手段、交通の便利さです。この番号はばらばらなんですけど、一番右側の満足していない割合が高い順に組み替えた表になっております。14番、世代ごとにも結果が出ておりまして、そこを見ましても、どの年代の方にとってもほぼ半分の方が満足していないという結果でした。

私自身がこの項目に回答するとしたら、私も不満と回答すると思います。

車を持たない身として、三重県で生きていくには移動がとても大変です。同世代、20代、30代の若者とも、今まで、学生時代もそうでしたが、三重県の公共交通事情の話をたくさんしてまいりました。学生や若者が、いかに不便な環境で三重県で生きているのか痛感してまいりました。

高校生が学校に行くまで、最寄り駅まで30分自転車をこいで、たった15分の電車の乗車、そして、学校まで歩くのはとても遠いので、自転車を2台持っている。夜遅くなると危ないし、部活があるときは車で行ったほうが早いので、保護者の方が送り迎えをする。これは菰野町在住の当時高校生の事例です。

もう一つ、亀山市出身の私の知人、若い世代の経験談、最寄り駅まで1時間ほどかけて車で送ってもらい、そこからやっと電車に乗れる。保護者の方の負担も計り知れないものだと思います。三重県内にはこのような状況がたくさんあるということ、皆さんは想像に難くないと思います。

どうしてこういうふうになったのでしょうか。それは、やはり経費削減や利益の優先で、電車やバスなど身近な公共交通を廃線にしたり、本数を減らしてきた結果だと思います。とても不便になっております。

確かに東京に行くまでそんなに遠くない、言ってみればそうだと思うんですけども、例えば、近鉄名古屋線が通っているところまでにたどり着くまでにすごく時間がかかるわけで、私もその状況を実感してまいりました。

こういった公共交通が十分になっていないことで、その影響を最初に受けるのは若者だけではなく、高齢者や障がい者、車を持たなかったり自分で運転できない、車を持つ人からしたら弱者と見られる人たちです。

そもそも公共交通は、需要が減ったとしても住民の移動する権利を保障するために、減らしたりなくしたりしてはいけないものだと思います。私以外にもたくさんの県議会議員の皆さん、公共交通の充実を喫緊の課題と考えていらっしゃる方はたくさんいます。アンケート結果も踏まえ、これほどにも県民から解決が求められている課題はないのじゃないかと思います。移動手段がないことで生活に困っている県民もたくさんいる中、そういった方の支

援は後回しになってはいないでしょうか。

ここで、二つ目の質問をさせていただきますが、こういった視点、若い世代の視点からも、より公共交通の拡充をするために三重県から支援をしていくことが、現状大いに求められていると思いますけれども、県としてどのような見解をお持ちなのか伺います。

〔清水英彦地域連携・交通部長登壇〕

○**地域連携・交通部長（清水英彦）** 議員から地域公共交通の確保に向けまして、県の考え、取組について御質問いただきました。御答弁申し上げます。

バスや鉄道などの公共交通につきましては、自家用車の普及や人口減少の進展等に伴い、利用者が長期的に減少傾向にあります。移動手段を持たない若者や、高齢者をはじめとする県民の皆さんの通勤や通学、買物などの日常生活において重要な役割を担っております。

また、議員からも御紹介ありましたが、高校生など若者の皆さんからは、知事と県民との円卓対話やアンケート調査を通じまして、例えば、鉄道やバスの本数が少なく公共交通機関の利便性が低い、交通の便がよい都市部に人が流れていく、車を持っていない人も暮らしやすい環境づくりが大事、こういった御意見が寄せられています。

高齢者の運転免許の返納も進む中、既存の公共交通の利便性向上を図ることはもとより、県民の皆さんの移動手段の確保に向けた取組の充実が求められていると認識しております。

県ではこれまで、地域公共交通を維持・確保するため、交通事業者に対しまして国と協調した補助を実施するとともに、新たな移動手段の導入を図る市町を取組を支援し、他の市町への展開を図ってきたところでございます。

しかしながら、市長からは、既存の公共交通でカバーできるエリアに限界がありますとか、移動ニーズが多様化していると、こういったことなどから、コミュニティバスの路線見直しやデマンド交通への転換、新規導入を検討したいと、こういった御意向も多く寄せられております。

このため、県としまして、市町に直接出向くなどきめ細かく聞き取りを行

いながら、地域公共交通の維持・確保に対する課題を共有させていただくとともに、解決に向けた取組の方向性などについて、現在、協議を進めているところでございます。

また、まだ具体的に実行に移るといふ前の検討段階にあるような市町に対しましても、他地域の好事例や知見を有する中部運輸局の協力も得ながら、課題の解決に向けて一緒に検討していくこととしており、引き続き、地域の実情に応じた移動手手段の確保に向けて市町の取組を支援してまいります。

さらに、県では、今後の地域公共交通の政策の方向性を示すマスタープランとしまして、仮称ではございますが、三重県地域公共交通計画を策定することとしております。

若者をはじめとする県民の皆さんの移動手手段の確保について、この計画の中にもしっかりと位置づけた上で、着実に取組を進めていきたいと考えております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 答弁ありがとうございます。

県下で各市町の中で、利便性の高いコミュニティ交通の整備が進んだ自治体もありますし、御答弁の中でおっしゃっていたように、進んでいるところからほかの自治体が学んでもらうという、そうやって先進的で効果的な例を県内で広めていったりですとかということをぜひどんどんしていただきたいなと思いましたが、各市町の議会で公共交通の拡充を提案したときに、やっぱり予算的に厳しいという状況もあると思いますけれども、公共交通の拡充をできないという自治体には、ぜひ県からの予算の支援という形ででも早急に取り組んで解決していただきたいなと思っております。また、共に議論させていただきたいと思えます。

また、人口減少対策という視点からも、地域の公共交通の拡充は本当に重要な項目だと思います。今、三重県に住んで生活をしている人々を大切にできないような、住環境の整備が後回しの地域には、幾ら働き口があっても、観光ですごく魅力的だったとしても、やはり人口の流入や若い世代の三重県

での定住は見込めないのではないかと思います。

リニア中央新幹線も公共交通もどっちもやるという姿勢のままで本当によいのか、しっかりと御検討をいただきたいと、以上の要望を述べて、公共交通に関する項目を終わります。

続きまして、三つ目の奨学金制度について質問させていただきます。

三つ目、四つ目の質問をまとめて伺います。

今、日本の大学の学費、世界的に見てもとても高い状況にあります。国立大学でも日本では入学初年度、年間およそ80万円かかります。G7各国の中でも特にフランス、そして私が留学を経験したドイツでは、授業料、入学金が現地の学生はなしです。ちなみに私が留学していたドイツの町では、現地の学生も外国人留学生にも、給付型の奨学金をおよそ1か月10万円ほどもらった経験があったし、そういった話を聞きました。すごく進んだ例だと思います。

また、若者の実態の話になるんですけども、（パネルを示す）近年、増税だったり物価の値上がりが本当に激しくなっています。そんな中、実質賃金は、特に令和4年の1年間が大きくなっているんですけども、8か月連続で実質賃金が下がったといったデータもごございます。若者が特に割を食っていますので、どんどん手元に残るお金がなくなっているわけであります。

（パネルを示す）そして、こちらの三つ目の表なんですけれども、これは20代の大学を卒業した大卒の年収の中央値をまとめさせていただきました。それぞれ男女と20代前半、後半と分けてありますけれども、単純にこれを12で割りますと、1か月およそ25から30万円という数値になります。20代の大卒でそれです。ボーナスとか残業代は含まれていないという値にはなっていますが、という状況がごございます。

この間、自分の若い知人と意見交換をしたりだとか、駅前では対話やアンケートを行う中で、たくさんの意見を聞いてきました。

どんな若者からも、大学の学費がとっても高い、給付型の奨学金、ぜひやってほしいという声を多く聞きました。実際の声を紹介いたしますが、20

代の友人、奨学金を借りています。その返済でとっても生活が苦しくて、負のループだと言っていました。

現役大学生の友人は、生活費や学費の足しにするためにアルバイトをしないといけないから、勉強の時間を十分に取れないという学生もいました。また、中高生の子どもの持つ保護者の方、大学に進学させたいけど学費がとっても高く、奨学金という借金を背負わせるのも気が引けると、給付型の奨学金があればありがたいとおっしゃっておいりました。

そして、県内で教師をしている30代の方、収入も低くてサービス残業もすごく多い。月2万円の返済がとてつらい。大学に行かなければよかったと思うこともあったという声を聞いてまいりました。

学費がとっても高いということは、それを支える保護者の方にもやっぱり負担が行くということで、学費のために子どもを支える親御さん、家の中での働き手、稼ぎ手の方も本当に不眠不休で、最初のほうに知事もおっしゃっていましたが、働かないといけないといった大変さも生まれてきていると思います。若者だけじゃなくて、多くの子どもを持つ働く男性にとっても厳しい現状なのではないかと思います。

一方で、学生向けの奨学金制度、私も利用していたものがあるんですけども、何年間ここで働けば返還免除しますという条件付の給付型奨学金もよくございます。自分も自分の同職種だった友人もたくさん利用しておいりました。

今、三重県のほうで、（現物を示す）奨学金の返還支援をされているということで紹介をいただいたんですが、これは、三重県に定住してくれる若者を増やすという目的で、最大100万円までの返還支援があるということを伺いましたけれども、対象者が大学院、大学、短期大学、高等専門学校等の最終学年とその1年前の学年の学生となっています。もう二つ目の条件は、卒業後3年以内かつ県外在住の既卒者、あとは35歳以下となっております。

今の若者が置かれている現状は、どの職種も人手不足で低賃金、長時間労働せざるを得ないことが大変多くなっておいります。奨学金の条件、数年間労働

働する間にいつ病気になるか分からないし、仕事の環境が合わず、ハラスメントを受けたり、いじめを受けたり、何か思っていた職場環境じゃなかった、なんていう場合もあるはずです。途中で仕事を辞めることができず、転職ができない、辞めたら借金地獄、働き続ければ体や心を壊しかねない。お金の問題で人間関係が狂ってしまい、人生設計までおかしくなってしまう事例も少なくありません。奨学金返済のためにやりたくない仕事をやらざるを得ず、本当に苦しい思いをしているという若者の声も聞いてまいりました。

こういった社会の仕組みが、若者の生きづらさを生み出しています。午前中、一般質問された石垣議員の言葉を借りますと、ネクスト親世代、これから結婚して子どもを持ちたいと思う可能性がある世代というのは、本当に自分のことで精いっぱいになっていまして、恋愛や結婚なんかお金がかかるし、精神的にも余裕がない、二の次になっているというのが実態だと思います。

そんな中で、全国で、少ない例ですけれども、奨学金貸付け型に対して自治体が支援している取組を紹介いたします。

東京都では、令和6年度から、都立大学の学費無償の対象を、世帯収入の目安910万円に引き上げることが決まりました。その目的は、子どもを産み育てやすい環境を整備し、少子化対策につなげる目的だそうです。これとはとても画期的な取組だと思います。

ですが、やはり大学生の学費に対して、学生に奨学金という借金を背負わせないという視点での取組は、まだまだ少ないのが現状だと思います。これを逆手に取れば、全国の中でも三重県が進んで行うことで、三重県に住もうと思って移住してくれる世代も増えることが見込めるのではないのでしょうか。

こうやって、足かせの条件のない完全給付型の奨学金制度、今、非常に大きいながらも潜在的なニーズとして、また、結婚支援よりもはるかに大きなニーズとしてあると考えております。

こういった現状から、ちょっと駆け足になってしまうんですけれども、三つ目の質問、一つ目は、こういった若者が置かれた、奨学金に苦しむ学費が高いことに苦しむ若者の状況を三重県としてどのように捉えているか、見解

を伺いたいと思います。

もう一つは、この奨学金返還支援の制度、現実的なところで、今、対象が最終学年とその1年前の学年の学生という対象から、入学1年目の学年からと拡大をする、そして、もう一つの項目、県外在住の既卒者のみという項目から県内在住の既卒者も受給可能に、それぞれ対象を拡大してはいかがでしょうかということ伺いたいと思います。

〔後田和也政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（後田和也） 奨学金制度について幾つか御質問いただきました。

まず、給付型の奨学金制度についてでございますが、現在、この給付型の奨学金制度というのは、国のほうで主に制度化されております。これは目的として、若者を対象とする経済的支援ということで、教育の機会均等及び人材育成の観点から全国一律の制度で行うというようなことで、国が実施しておると考えておまして、国では現在、この給付型の奨学金制度につきまして、対象者の拡大を令和6年度改正に向けて準備を進められていると聞いております。

私どもは、こういう状況を注視しながら、県としましても、学生の皆さんが経済的な理由で進学を断念することがないように、今後も全国知事会を通じまして国へ提言していきたいと考えております。

それから、もう一つは、先ほど議員のほうから御紹介いただきました奨学金返還支援制度、県が行っております奨学金支援制度についてでございますが、御紹介いただきましたように、本事業は若者の県内定着という部分を目的に、県内への居住、県内企業への就業などを条件に、奨学金の返還額の一部を助成する制度でございますが、県内外の企業からも寄附を頂きながら実施しているところでございます。

平成28年度から事業を開始いたしまして、今まで認定した支援者138名になりました。うち113名の方が大学等を卒業し、県内で御活躍いただいております。

この制度については、これまでも制度の拡大とか見直しをいろいろやってみてまいりました。今後も、若者のU Iターン、県内定着のために、制度の充実を図っていきたくて考えておまして、他の地方公共団体の優良事例なんかも参考にしながら、本事業は県内定着のインセンティブとなるよう、制度の充実に向けて検討してまいりたいと考えております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 答弁をありがとうございます。

そもそも奨学金を借りる必要がない社会、行政から支援をさせていただけるのであれば、そもそも奨学金を借りなくていい社会を先につくっていくことって非常に重要ではないかなと思いますけれども、こういった状況をお伝えさせていただきながらも、さらに大学生向けの奨学金など実態調査し、対策を共に考えさせていただきたいと思っております。

以上で質問を終わりますけれども、将来的に社会を担っていく若者世代も大切にできる、そんな社会こそ未来を大切にできる社会であり、また、現状としては、若者世代が様々な社会の悪影響を真っ先に受けている、そんな状況だと思います。

これからも県民の皆さんの様々な実態、声、ニーズを議会という場に届けていきたいと思っております。傍聴席の皆様、中継で御覧の皆様もありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

○副議長（杉本熊野） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

山内道明議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。みんなできこもり支援について考えていきたいと思っております。

山内議員のひきこもり支援の関連質問ということなんですけれども、まずお尋ねしたいと思います。

三重県ひきこもり支援推進計画を、（現物を示す）こちらに持ってきたん

ですけれども、3年後の目標、目指す姿として、「県民の皆さんのひきこもりに関する正しい理解を促進し、当事者・家族・社会の“つながり”の回復に向けて、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運が醸成されています。」ということで、これを令和6年度までに達成しようというのが県のこちらの計画になっています。

この目標に対して二つの数値目標が掲げられていますけれども、これを最上位の数値目標に置いた狙いとこれまでの数値目標の達成状況について、まず確認をします。

○子ども・福祉部長（中村徳久） まず、三重県ひきこもり支援推進計画の3年後の目指す姿である県民の理解を促進するというのと、当事者や家族に寄り添った支援体制づくりを進めるという、この二つの目指す姿を踏まえて計画全体の目標を設定しております。

一つ目の目標である、ひきこもりに関する理解が進んだと感じる県民の割合については、ひきこもり支援フォーラムに参加した県民の皆さんを対象にアンケート調査を実施し、その結果により現状を把握しております。

令和6年度の目標値70%に対して、令和4年度の進捗状況は87%となっております。計画の初年度としては想定を上回る高い数値となっているものの、今後、さらに上がるのか下がっていくのか、そういう動向も注視しながら、継続した普及、啓発が必要であると考えています。

二つ目の目標である、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいると考える相談支援機関の割合については、ひきこもりに関する相談支援機関、大体300を超える機関があるんですけど、そこにアンケート調査をして進捗状況を把握しています。

令和6年度の目標値70%に対して、4年度は進捗状況37%となっており、支援体制の整備に向けてさらなる強化が必要であると考えています。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） このひきこもりの状態の方に対する偏見とか、いろんな

誤解とかがなくなって社会の理解が深まっていくということは、その当事者や家族の皆さんにとってもすごく生きやすい社会になっていくと思いますし、寄り添った相談支援体制ができていくということは、非常にすごく大事なことであるということとされているんですが、この二つの目標が達成されているかどうかという測る指標なんですけれども、何をもってそういう理解が進んだということ測っているかということなんです、一つは、ひきこもり支援フォーラムや講演会に来た人の、言ったら講演の満足度、これを指標にしているわけですね。

もともとひきこもりの問題に関心のある人がひきこもり支援フォーラムに行って講演を聞いて、それに満足をして理解したということと、実際にひきこもりに関する理解が県民全体で広がったというその指標、測ることはそれではできないと思うんですが、こういう設定というのは不十分ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、ひきこもり当事者の家族に寄り添った支援体制が整っているかどうかということも、ひきこもりに関する支援機関に対するアンケートによって測っているということなんですけれども、寄り添った相談体制ができているかどうかというのは、決めるのは当事者であり、家族であり、相談されている方だと思うんですけれども、この目標に対する測り方というのも、これも不十分で不適切だと思いますけれども、この二つ、どう考えているでしょうか。

○子ども・福祉部長（中村徳久） まず、県民の理解促進の部分ですけど、フォーラムの内容だけでなく、参加している人が、日頃これまでどうひきこもりに対して大分理解が進んだか、フォーラムの内容だけではないと思いますけど、私どもも今の指標が必ずしも最善のものであるとは思っておりません。広く県民の意見を受ける方法についても、今後、どんな方法が利用が可能か検討していきたいと思っています。

次に、支援体制の部分なんですけど、山内議員の答弁でも答えたんですけど、なかなか本人、家族の生の声というのを聞かせてもらうのが難しいとい

う中で、日々そういう方々に接するまずは支援機関の方に状況を聞きたいということで、やらせてもらいました。

こちらも当然、私どもも本当に当事者の声、聞けるものなら広く集めたいと思っています。いろんな居場所づくりとかハンドブックもつくって、それに協力してもらったこともあります。いろんな方法をこれから考えながら、少しでも当事者の声を集めるような方法についても、引き続き検討していきたいと思っています。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） 最善のものとは思っていないっておっしゃるけれども、すぐ何か正当化しようと、正当化しよう、正当化しようというのをやめていただきたいんです。

特に180万人近くいる県民の中で、ひきこもりに対する偏見がなくなり、理解が広がったという測る指標が、その講演に来た人の満足度のような調査をして、87%行きましたよねと、数値目標を大きく上回りましたよねと、これでいいんですか、駄目なんですか、そこをどういうふうにもう少し認識していますか。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 自分、先ほど言ったように、講演の内容だけやなしに、参加者が日々こう感じとる、ひきこもりに対する自分や周りの人の理解度全てを含めて、理解が進んだ進まなかったかというアンケートになっていますので、必ずしも講演の満足度だけではないと思います。ただ、おっしゃるように、講演の内容についても影響はするかなというのは少しは思っています。すみません。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） この計画の最上位にある目標を測ることができる調査なんですか、それは。県民の理解が広がったという、県民の割合となぜ言えるんですか。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 参加者の意見も当然大事ですし、さらに広く意見を求めることも大事やと思いますので、それについては、今後検討し

ていきます。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） じゃ、まず、現状を測る必要があると思うんですけども、なぜこれを例えば1万人アンケートとか県政モニターとか、もっと幅広く無作為に取れる方法を使わなかったんですか。

結婚に関して、あんた何で結婚しないのとかそんなつまらん調査をするぐらいだったら、こういう調査をしてしっかり測ることが大事だと思うんですが、知事いかがですか。

○知事（一見勝之） ひきこもりに関する理解、これやっぱり全県民の方々にぜひそういうことを考えていただきたいと思います。

議員の有志の方々と、それから、県庁とで一緒にフォーラムを開いてまいりました。このフォーラムの目的は、フォーラムに来た人の理解を進めるということも重要であります。

したがって、この指標もありますけど、進捗状況を見ても87%で本当にええんかという議論はありますね。それ以外に、県民の方々、これに来られない方も理解する必要がある、それも部長が答弁申し上げたとおりでございます。そこはこれから検討していきたいということでございます。

さらに申し上げますと、寄り添った支援体制ができているのか、まずは相談支援をやっておられる方に聞いてみる。それで聞いた答えが実は37%、これでええのかという話もあります。一番大事なのはひきこもりの当事者の方々、御家族の方々、この方がどう考えているかということですので、これも部長が答弁申し上げたとおりでございますけれども、今後、どういうやり方なのか検討してまいります。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） 最後に一言言いますけれども、ひきこもり地域支援センターの電話相談が週1回、半日しかやっていないという時点でもう寄り添っているとは言えないし、これから様々取り組むことがあるので、ぜひ県庁一丸となってやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。終

わります。(拍手)

○副議長(杉本熊野) 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長(杉本熊野) お諮りいたします。明9日から11日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉本熊野) 御異議なしと認め、明9日から11日までは休会とすることに決定いたしました。

6月12日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長(杉本熊野) 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時32分散会